

ふだんのくらししあわせプラン
～住之江区地域福祉計画(Ver. 1.0)～

平成 27 年 3 月
大阪市住之江区役所

「ふだんのくらししあわせプラン」目次

策定にあたって	1
---------------	---

第1 各地域の主な課題と取組み

1 安立	3
2 敷津浦	7
3 住之江	11
4 住吉川	15
5 加賀屋	18
6 加賀屋東	22
7 粉浜	27
8 平林	31
9 新北島	35
10 南港緑	38
11 花の町	42
12 海の町	45
13 太陽の町	49
14 清江	53

第2 住之江区の課題と取組み

1 区全体の課題

(1) 高齢者支援に関する課題	57
ア 支援を必要とする高齢者の把握と見守り	57
イ 地域包括ケアシステムの構築と在宅医療・介護連携の推進	58
ウ 認知症高齢者の支援の充実へ向けたしくみづくり	58
エ 高齢者などで移動に制約がある方への支援	59
オ 高齢者虐待の防止	59
カ いわゆる「ごみ屋敷」の適正化	59
(2) 障がいのある方への支援に関する課題	60
ア 障がいのある方の地域生活支援の充実へ向けたしくみづくり	60
イ 障がい者虐待の防止	61
(3) 子ども・子育て支援に関する課題	61
ア 子ども・子育てに関する不安、悩み等の解消、軽減	61
イ 児童虐待の防止	62
(4) 低所得者への支援に関する課題	62

(5) 高齢者、障がいのある方、子ども・子育てなどの分野を超えた課題	63
ア 福祉の担い手の確保	63
イ 虐待を防止するための見守り	63
(6) 地域福祉を支えるしくみについての課題	63
ア 地域レベル	64
(ア) 地域活動協議会の充実と活性化へ向けての支援	64
(イ) 地域の実情に応じたしくみづくりの支援	64
イ 区レベル	64
(ア) 地域支援調整チームの見直し	64
(イ) 住之江区地域福祉アクションプラン策定・推進委員会の見直し	65
ウ 住之江区のこれからの地域福祉を支えるしくみについて	65
2 区全体の課題に対する取組み	
(1) 高齢者への支援	66
ア 地域における要援護者の見守りネットワーク強化の取組み	66
イ 地域包括ケアシステムの構築や在宅医療・介護連携に関する取組み	67
(ア) 住之江区地域包括支援センター運営協議会の取組み	67
(イ) 住之江区在宅医療・介護連携推進協議会の取組み	67
(ウ) 地域において高齢者を支える担い手を拡大、育成するための支援	68
ウ 認知症高齢者の支援の充実へ向けた取組み	68
(ア) 認知症高齢者支援ネットワーク連絡会議の取組み	68
(イ) 地域におけるネットワークづくり	68
エ 移動に制約がある方への福祉的交通手段確保及び買い物弱者への対応	68
(ア) 福祉バスの運行	69
(イ) 地域と移動販売業者等とのマッチングによる買い物弱者への対応	69
オ 高齢者虐待を防止するための取組み	69
(ア) 障がい者高齢者虐待防止連絡会議の取組み	69
(イ) 虐待防止あったかネットプロジェクトの推進	69
カ いわゆる「ごみ屋敷条例」に基づく取組み	69
(2) 障がいのある方への支援	69
ア 障がいのある方の地域生活支援の充実へ向けた取組み	69
イ 障がい者虐待を防止するための取組み	70
(ア) 障がい者高齢者虐待防止連絡会議の取組み	70
(イ) 虐待防止あったかネットプロジェクトの推進	71
(3) 子ども・子育てに関する支援	71
ア 子育て世帯に対する適切な情報提供と相談体制の充実	71
イ 児童虐待を防止するための取組み	71
(ア) 虐待防止あったかネットプロジェクトの推進	71
(イ) 要保護児童対策地域協議会の取組み	71

(4) 低所得者への支援	72
(5) 高齢者、障がいのある方、子ども・子育てなどの分野を超えた取組み	72
ア 福祉の担い手を確保するための取組み	72
イ 虐待防止あったかネットプロジェクトの推進	72
(6) これからの地域福祉を支えるしくみについて	73
ア 地域レベル	73
(ア) 地域活動協議会への支援	73
(イ) 地域の実情に応じたしくみについて	73
イ 区レベル	74
(ア) 地域支援調整チームの見直し	74
(イ) 住之江区地域福祉アクションプラン策定・推進委員会の見直し	74
ウ 住之江区のこれからの地域福祉を支える標準的なしくみについて	74

巻末資料

これからの地域福祉を支えるしくみのイメージ図	75
語句説明集（五十音順）	76

策定にあたって

1 これまでの経過

住之江区では、大阪市の地域福祉計画*を区の特性を踏まえて効果的に進めるため、平成18年3月に「住之江区アクションプラン*（地域福祉行動計画）」を策定しました。そのなかでは、いろいろな人が利用し行き交う場所をつくるため、一地域にひとつの「まちの駅」づくりが理念として提案され、それに基づいて各地域において高齢者が集える場所や世代間の交流ができる場、子育てするお母さんたちが集まる場の提供等、地域福祉の取組みが推進されてきました。

その後大阪市では、地域福祉の推進にあたり、これまでのように市域全体を単位とした1つの「計画」を策定するのではなく、それぞれの区の特徴ある地域福祉の取組みを推進するために、平成24年に「大阪市地域福祉推進指針*」が策定されました。同指針では、現行の地域におけるアクションプラン等の仕組みを、各地域の実情にあった、より効果的な独自のシステムへと再構築していくこととしています。

こういった状況から、地域福祉にかかる行動計画のあり方として、現状の地域における様々な取組みを踏まえたうえで、そこから課題を抽出し、課題を解決するために、地域において現実的に実施可能な取組みを具体的に示すとともに、区全体の課題に対する具体的な取組みを示すため、今回、平成18年に策定したアクションプランを見直し、本プランを作成することになりました。

2 地域福祉とその主体について

地域福祉にとって最も大切なのは、普段の暮らしのなかでの「支え合い」「助け合い」「見守り合い」などをつうじて、全ての人が「おたがい様」の地域コミュニティのなかで普段の暮らしをより幸せなものにしていくことにあります。

そのため、地域活動協議会*など地域のなかの福祉と地域コミュニティの担い手が地域福祉の第一の主体となります。もちろん、地域活動協議会等では取り組むのが難しい広範囲にわたること、地域活動協議会等の支援、専門性を要する活動などについては、区役所（保健福祉センターを含む。以下、同じ。）、区社会福祉協議会*、地域包括支援センター*、さまざまな福祉施設などが主体となります。

3 「ふだんのくらししあわせプラン」は誰のプランか？

「ふだんのくらししあわせプラン」は「地域福祉計画」です。

「地域福祉計画」は社会福祉法の定めにより市町村が策定することとされていることから、この「ふだんのくらししあわせプラン」は住之江区役所が策定します。

ただ、上述のように、地域福祉は、地域のなかの普段の営みが最も大切な要素であり、地域活動協議会などがまずは第一の主体となることから、実質的には、区役所が地域活動協議会などとともに策定することとします。

また、区社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉施設なども地域福祉の主体であり、これらの皆さんとも力を合わせて策定します。

4 つながりの力

ひとりではできないことも、2人以上の人々がつながって、知恵と力と思いを合わせることでできるようになることがよくあります。これを「つながりの力」と呼びます。

地域福祉の推進には大きな力が必要ですが、社会が成熟期をむかえ、かつ高齢化が進んでいくなか、この「つながりの力」を最も重要な原動力として地域福祉を進めていきます。

5 計画の不断の進化

地域福祉は、上述のように、地域のなかの普段の営みが最も大切な要素であり、行政において一方的、画一的に決定できるものではありませんし、その進展には相応の時間も必要です。

そこで、「ふだんのくらししあわせプラン」は、地域活動協議会などとの不断のコミュニケーションをつうじて毎年度改定することで、必要な時間をかけて進化させ、よりレベルの高いものしていくこととします。

*印のついた語句については、巻末の「語句説明集（五十音順）」を参照してください。

第1 各地域の主な課題と取組み

1 安立

(1) 地域の範囲

安立1～4丁目、住之江1～3丁目、西住之江1～4丁目、浜口東2・3丁目

(2) 地域の特徴

区の東南部に位置し、中央を紀州街道が走る歴史あるまち。南側を大和川が流れ、堺市や住吉区と隣接しています。住吉大社と縁が深く、また地域内には商店街もあります。交通面では地域を縦断する形で南海本線と阪堺電車が通っています。

人口について見てみると、平成22年の国勢調査時から総人口の減少はわずかですが、高齢化率は28%を超えていると推定され、高齢化が進展している傾向にあります。町丁目単位で見れば、古い町並みの残る安立のうち1・3・4丁目は30%を超えており、府営住宅のある住之江3丁目も30%超、市営住宅の所在する西住之江4丁目は36%を超えているなど偏りが見られます。

平成22年国勢調査

・総人口	14,014人
・高齢者(65歳以上)	3,659人(26.1%)
・子ども(0～14歳)	1,483人(10.6%)

平成26年3月末住民基本台帳人口

・総人口	13,953人
・高齢者(65歳以上)	3,920人(28.1%)
・子ども(0～14歳)	1,471人(10.5%)

医療機関数

(※平成26年9月 医師会、歯科医師会、薬剤師会ホームページ調べ)

・病院	0	・診療所	12	・歯科診療所	9	・保険薬局	7
-----	---	------	----	--------	---	-------	---

公営住宅

・市営	10棟	270戸	・府営	3棟	99戸
-----	-----	------	-----	----	-----

(3) 現在の主な取組み

ア 高齢者の把握(高齢者実態把握)

町会・地域ネットワーク委員会*で名簿を管理し、65歳以上約3,200人を把握済み
(敬老の日に集計を取り、お祝いの品配布)

イ 高齢者食事サービス事業

配食

毎週火曜日 65歳以上が対象

会食

毎月8箇所で開催 65歳以上が対象

ウ ふれあい喫茶「安(あん)」

毎月第2水曜日 9:30～11:30 60歳以上が対象

安立・敷津浦地域包括支援センターによる総合相談も実施

エ ホット広場

毎月第3木曜日・第1金曜日 13:30～15:00 2箇所で開催

体操やゲーム、保健師による講演会など

オ 健康体操

毎月第4月曜日 13:30～15:00 (250円)

- カ 介護予防（閉じこもり予防）「花・花」
毎月第4金曜日 13:30～15:00
- キ 安立子育てサークル
毎月第3水曜日 10:30～11:30 未就学児童と保護者が対象
- ク 女性学級
年4回 女性部主催
- ケ 手芸コーナー
年4回 月曜日 10:00～11:30
- コ ボランティアスクール
年3回 13:30～15:00 終了後に施設見学を実施
- サ 見まもり隊
小学校登下校時の見守り
- シ 有償ボランティア
「ふれあいハンドの会（区社協登録）」とのマッチングから発展し地域での制度運営を開始
（個人、団体や企業からの依頼を受けて派遣）
- ス 防災訓練
5月実施
- セ 夏季キャンプ
7月開催 青少年指導員主催
- ソ 神輿洗神事
7月開催
- タ 住吉祭 神輿渡御
子ども神輿
8月開催
- チ 精霊流し
8月開催
- ツ べいらフェスタ
10月開催
- テ まつぼっくりまつり
11月開催 安立小学校1年生が対象の世代間交流
- ト 見まもり隊感謝の会
12月開催
- ナ 歳末夜警
12月30日実施
- ニ 広報紙発行
年2回 地域活動協議会と地域ネットワーク委員会共同

(4) 地域の主な課題と今後の取組み

ア 地域活動の担い手の人材確保

(ア) 課題

現在も多くの方がボランティア活動に取り組んでいますが、担い手の高齢化が進み、若い世代や新しい担い手の人材確保が課題となっています。

(イ) 取組み

ひとくちにボランティアといっても内容は様々で、活動をする方にとって向き不向きもあります。その方の力をより発揮できるように活動内容に配慮しながら、コミュニケーションを重視し、活動しやすい環境づくりをすることで、活動者にも利用者にも満足していただけるとともに、若い世代にも参加してもらえよう取り組みます。

また、これまで既存の有償ボランティア団体との協力で、地域においては利用者と活動者のコーディネートを行ってきましたが、今後の介護保険制度改正による動向も視野に入れて、地域のなかで有償ボランティアの活動を広げていくため、独自に運営できるような制度を検討しました。現在、安立地域にある葬儀会社ティア住之江から清掃作業の有償ボランティア依頼を受けて、登録されているボランティアの方に有償で作業に入ってもらっています。今後は、より多くの個人や団体、企業などからの依頼を受けることができるよう活性化し、さらに多くの担い手に参加してもらえよう取り組みます。

イ 登下校時における子どもの安全確保

(ア) 課題

全国的に見ても子どもが巻き込まれる事件事故が増加しており、地域においてもできることを実施していく必要があります。

(イ) 取組み

安立小学校区において朝夕の登下校時に地域の住民ボランティアが街頭に立って見守り活動を行っています。この活動は現在約 90 名の参加者がありますが、今後は、これを継続するとともに、地域において安心して子どもを育成できるよう取り組んでいきます。

ウ 高齢者の居場所の拡大

(ア) 課題

安立地域では、安立・敷津浦地域包括支援センターと協力して地域の高齢者の閉じこもりを防止し、孤立を防ぐために「ホッと広場」という取組みを実施しており開催場所も 2 箇所へ増やしましたが、今後、介護保険制度の改正に伴って介護保険サービスを受けられなくなる方の受け皿も必要と考えられるため、より多くの居場所の提供が求められます。

(イ) 取組み

現在の取組みはもちろんのことですが、より幅広いニーズに応えられるように参加費をいっただいて、講師を招いての講座などを取り入れる、いわゆるミニデイサービス形態の取組みを検討します。事業の立ち上げにあたっては、ノウハウが必要であるため、行政や区社協などの後押しや、民間の事業者からのアドバイスなどが得られるよう協働を進めていきます。また、必要に応じて NPO* の立ち上げも視野に入れながら、制度の狭間を埋めるべく多くの方が参加でき、閉じこもりを防止できるよう取り組んでいきます。

なお、閉じこもり予防、介護予防として平成 27 年 4 月から新たに安立・敷津浦地域包括支援センター及び株式会社ウィンウィンの運営する接骨院との協力により、健康体操を取り入れた介護予防教室を開始します。

エ きめ細かな高齢者の把握と見守り

(ア) 課題

安立地域は高齢化率が高いため、独居や閉じこもり傾向などで支援が必要な方を、どのよ

うに把握して見守りなどの支援につなげるかが課題となっています。

(イ) 取組み

これまで、安立地域では地域ネットワーク委員会が中心となり、安立・敷津浦地域包括支援センターとも協力しながら、支援を必要とする高齢者の見守り活動に力を入れてきました。

しかしながら、高齢化の進展に伴い、支援を必要とする方の情報を、よりきめ細かく把握していくことが重要であるため、今後は単位町会ごとの取組みを強化し、各町会で行っている高齢者実態調査などをつうじて、支援を必要とする方の情報を少しでも多く把握できるよう工夫しながら、見守りなどの支援につなぐことができるよう取組みを進めていきます。

2 敷津浦

(1) 地域の範囲

北島1～3丁目、御崎7・8丁目、南加賀屋3・4丁目

(2) 地域の特徴

区の南東部に位置し、東には十三間堀川、南には大和川が流れています。一帯は江戸時代に開発された新田地帯で、南西部には新田の管理のために建てられた新田会所跡が修復・整備されて残されているなど、歴史を感じさせるまちです。

人口は平成22年国勢調査時より2.5%ほど減少していると推定され、こどもの数・割合も減少しています。そんななかで高齢者の人数は5%ほど増加し、高齢化率は26.9%となっています。町丁目ごとに見ると、市営住宅のある地域で高齢化率が高い傾向にあり、特に北島1丁目においては36%を超えていると推定されます。

平成22年国勢調査

・総人口	10,210人
・高齢者(65歳以上)	2,549人(25.0%)
・子ども(0～14歳)	1,290人(12.6%)

平成26年3月末住民基本台帳人口

・総人口	9,962人
・高齢者(65歳以上)	2,679人(26.9%)
・子ども(0～14歳)	1,175人(11.8%)

医療機関数 (※平成26年9月 医師会、歯科医師会、薬剤師会ホームページ調べ)

・病院	0	・診療所	5	・歯科診療所	3	・保険薬局	3
-----	---	------	---	--------	---	-------	---

公営住宅

・市営	26棟	984戸
-----	-----	------

(3) 現在の主な取組み

ア 高齢者の把握

地域ネットワーク委員会において名簿を整備し町会と情報を共有
年1回町会から情報を提供し更新

イ 高齢者食事サービス事業

会食

毎月第1日曜日 12:00～14:00 70歳以上が対象 敷津浦北福祉会館

毎月第2日曜日 12:00～14:00 70歳以上が対象 敷津浦福祉会館 ほか4箇所

食事サービス後にふれあい会を実施

(ボランティアの企画によるミニデイサービス)

ウ ふれあい喫茶「なかよし茶論 しきつうら」

毎月第4土曜日 10:00～12:00 どなたでも参加可能(グループホーム2箇所の参加もあり)

安立・敷津浦地域包括支援センターによる総合相談実施

エ 見守り活動

週1回 独居80歳以上が対象

希望者に乳酸菌飲料を配布することにより安否や状況を確認

オ 敷津浦子育てサロン

毎月第2木曜日 10:00～11:30 未就学児童と保護者が対象

カ 子ども見守り隊

小学校登校時6箇所で実施

- キ お楽しみ会
偶数月第1木曜日 13:30～15:30
- ク 寺子屋元気
毎月第1水曜日 13:30～15:00
毎月第3水曜日 13:30～15:00
- ケ 夜間巡視
毎月第2火曜日 21:00～
- コ 一声かけて回そう回覧板
孤立を防止し見守る
- サ 防災ワークショップ
地域の懇談会で実現
- シ ボランティアスクール
年数回ボランティアが対象
- ス しきつうらまつり
5月実施 敷津浦小学校で開催
既存の行事を地域全体を巻き込んだイベントにすべく、福祉施設やNPO、人形劇団など多くの団体が参加する行事へ拡大
- セ グランドゴルフ大会
5月・11月開催
- ソ しきつうらサマーキャンプ
8月開催 小学5・6年生・中学生が対象
- タ 精霊流し
8月開催
- チ 敷津浦地域大運動会
10月開催
- ツ 昔遊び交流会
10月開催
- テ 防災訓練
10月実施
- ト ディスコン大会
11月開催
- ナ 餅つき大会
12月開催
- ニ 広報紙の発行
年2回
- ヌ 歳末夜警
年末3日間実施
- ネ ふれあい学習会
2月実施
- ノ PTA 人権教育講演会
2月実施

(4) 地域の主な課題と今後の取組み

ア 高齢者の把握と見守りの工夫

(7) 課題

各町会の協力で地域ネットワーク委員会において高齢者の把握を行っていますが、独居で閉じこもりがちな方や認知症の方、なかでも介護保険の利用や見守り支援、外部との関係を拒絶する方への関り方は大きな課題となっています。また地域内の市営住宅はエレベーターがないため外出が困難な方もおり、閉じこもりの一因ともなっています。

まちづくりセンターの支援により地域活動協議会で開催した「地域の未来像を語り合う懇談会」において様々な課題を出し、話し合うなかで、昔ながらのつながりづくりをしていく必要がある、ということで、地域における回覧板を「一声かけてから回す」取組みを始めました。しかしながら、高齢化の進展により一層見守りの必要性が言われるなかで、さらに取組みを広げていくことが重要です。

(4) 取組み

地域ネットワーク委員会においてボランティアの各委員が地域の高齢者の見守りに力を注いでおり、地域包括支援センターや地域の各団体などと協力し、訪問活動をつうじて現状把握を行うとともに、地域の医療機関とも協力しながら必要な支援につなぐよう取り組んでいます。また福祉会館等を利用して閉じこもりがちな方も参加できるよう、寺子屋元気やお楽しみ会といった取組みを実施しています。今後はこれらの取組みを継続するとともに、健康体操などを取り入れたミニデイサービスなどの開催を検討します。

イ 災害時要援護者情報の活用及び避難体制づくり

(7) 課題

前述した懇談会のなかで出てきた課題として、防災に関することが挙げられます。敷津浦地域は大和川に近接しており、大雨時の洪水や大地震の際の津波などへの備えが必要です。また災害時に支援を必要とする方がどこにいて、どんな支援が必要なのか把握しておく必要があります。ここでも昔ながらのつながりづくりという視点が大切であると考えています。

(4) 取組み

現在、地域ネットワーク委員会において把握している情報を元に要援護者マップの作成を始めていますが、今後は、町会単位で要援護者の同意を得ながら要援護者マップの完成へ向けた作業を進めます。また、地域で開催してきた防災ワークショップでの議論を生かしながら、避難所の開設や運営などに関する体制を検討していきます。

ウ 地域活動の担い手確保のための環境づくり

(7) 課題

地域においては多くのボランティアが様々な活動を担っていますが、活動者の高齢化も見られ、新しい世代の担い手を確保し、地域活動の後継者を育成していく必要があります。

(4) 取組み

町会によっては新しい世代の担い手の参画が始まっているところもあるため、そこをモデルとして全町会で情報共有するとともに、新しく活動を始めようと考えている方がスムーズに活動できるよう、比較的気軽に参加できる活動から入ってもらい、担い手の裾野を広げていくよう取り組めます。また、新たに参加するにあたり過度な負担とならないよう、活動のなかで役割を分担できるように工夫していきます。

エ 企業やNPOなどとの連携

(7) 課題

「地域の未来像を語り合う懇談会」においては、「コミュニケーションのあるまち」「みんなが集えるまち」といったキーワードも出されました。これまで地域といえば、「住民」という考え方でしたが、企業など他の主体も同じ地域で活動しています。これらの主体と協力して、ともに地域づくりを進めていくことが必要となっています。

(イ) 取組み

敷津浦地域の地域活動協議会へは地域包括支援センターが参画しており、高齢者への支援に関して互いに協力していますし、これまでの子ども祭りを拡大し平成 26 年度に実施した「しきつうらまつり」には地域の人形劇団「クラルテ」や福祉関係の NPO「み・らいず」などが参加しました。また、「み・らいず」が地域で主催した盆踊りを地域活動協議会が後援するという協働も実現しました。これらのことをきっかけに今後は、さらに互いの長所を活かして連携を深めることができるよう取り組んでいきます。

3 住之江

(1) 地域の範囲

浜口西2丁目、御崎1～4丁目、南加賀屋1丁目

(2) 地域の特徴

区の東部に位置し、北側は住吉川に接しています。地域の東部には住之江公園や護国神社があり、東端は地下鉄四つ橋線、ニュートラムの住之江公園駅に隣接しています。また、区役所・保健福祉センターや区社会福祉協議会、消防署など公的機関の所在地でもあります。

平成22年国勢調査時から人口は2%弱減少しており、なかでも0～14歳の人口が12.5%減少しています。高齢化率については25.6%で区の平均(26.1%)より低いですが、市平均(24.2%)よりは高い値になっている状態で、特に市営住宅のある地域、とりわけ御崎4丁目は28.4%という高い数字になっています。

平成22年国勢調査

・総人口 8,566人
・高齢者(65歳以上) 1,977人(23.1%)
・子ども(0～14歳) 1,120人(13.1%)

平成26年3月末住民基本台帳人口

・総人口 8,410人
・高齢者(65歳以上) 2,152人(25.6%)
・子ども(0～14歳) 979人(11.6%)

医療機関数 (※平成26年9月 医師会、歯科医師会、薬剤師会ホームページ調べ)

・病院 0 ・診療所 5 ・歯科診療所 5 ・保険薬局 2

公営住宅

・市営 11棟 779戸

(3) 現在の主な取組み

ア 高齢者の把握

各町会で名簿管理、友愛訪問

イ 絵手紙の送付

年1回 85歳以上の町会加入者が対象

住之江区地域包括支援センターと協力し往復はがきの返信で安否確認

ウ 高齢者食事サービス事業

会食

毎月第1日曜日 11:00～ 70歳以上の町会加入者が対象 御崎福祉会館(事前予約要)

エ ふれあい喫茶「ひまわり」

毎月第3土曜日 10:00～14:30 どなたでも参加可能

オ 住之江区地域包括支援センターによる出前相談

ふれあい喫茶時もしくは第4木曜日

カ 健康体操

毎月第4水曜日 65歳以上が対象(無料) 姫松橋鍼灸接骨院と協力

キ 河川敷清掃

毎月 住吉川・十三間堀川で実施

ク 地域ネットワーク委員会

2箇月に1回定例会議をして情報交換

- ケ 校下清掃
6月開催
- コ 小学校ピースフェスティバル
7月開催 小学生と保護者が対象
- サ 納涼夏祭り
8月開催
- シ 地藏盆
8月開催
- ス 住之江小学校運動会
9月開催 小学生と保護者が対象
- セ 住之江連合大運動会
10月開催
- ソ グループ作品展
11月開催（1週間程度）
- タ 木の実園祭り
11月開催
- チ 餅つき大会
12月開催 各子ども会
- ツ 歳末夜警
12月実施
- テ ウィンターフェスティバル
12月開催
- ト 防災訓練
1月実施 住之江小学校校舎で実施
- ナ 囲碁・将棋
毎週火・金曜日 10:00～12:00
- ニ 地域活動新聞の発行
年4回と臨時号 各戸配布（4,000部発行）
住之江連合地域活動協議会のホームページでもダウンロード可能
- ヌ 見守り隊
小学校の登下校時実施
- ネ 青色防犯パトロール※
年末と正月以外 360日実施

(4) 地域の主な課題と今後の取組み

ア 高齢者の積極的な把握

(ア) 課題

町会未加入者の情報を把握するのが困難であることが大きな課題のひとつです。また、85歳以上の町会加入者へは、毎年絵手紙を送付し、返信状況で安否・状況確認を行っており、開始当初は80%近い返信がありました。現在は返信率が低下しています。これは高齢化により対象者が増えており、新たな対象者には事業の趣旨がよく伝わっていないことが一因と考えられます。

(イ) 取組み

町会未加入者については、区、区社協、民生委員*等の協力を得ながら、町会と地域ネットワーク委員会で情報共有ができるよう必要に応じて本人の同意を得ながら状況の把握に努めていきます。また、友愛訪問に取り組んでいる町会では、絵手紙の取組みについてきめ細かな説明が可能のため、状況把握や返信の回収がよくできているので、他の町会においても友愛訪問が可能となるよう協力体制を整えます。

イ 会食に出て来ることができない高齢者の見守り

(ア) 課題

会食は実施しているものの、会食に出て来ることができない高齢者については見守りが必要と考えられることから、配食サービスの開始を検討しており、民間の弁当業者の協力で町会単位での配食サービス利用実験を行おうとしましたが、本人不在時の対応や、本人から弁当業者への注文の取り次ぎ手続きの問題もあって進んでいない状況です。

(イ) 取組み

地域ネットワーク委員会としては、高齢化が進展し、とくに一人暮らしの方が多いため町会などから配食サービスによる見守りを試行できるよう検討していきます。

ウ 地域活動の若い担い手確保のための環境づくり

(ア) 課題

地域における活動の担い手は徐々に高齢化してきており、新しい担い手の確保が課題となっています。以前は、子ども会やPTAの活動に参加したやる気のある現役世代の人々がその後、その他の地域活動に何役も参加するようになる例が多かったのですが、最近子どもから手が離れたら職場復帰していく傾向があることから、なかなか活動に参加できないようです。また、団塊の世代など仕事を終えた人々を地域活動に引き込むことが必要と言われますが、退職後いきなりの参加は、参加する側と受け入れる側のお互いの思いに食い違いがあり、なかなかうまくいかないようです。

(イ) 取組み

御崎北町獅子お囃子連保存会のなかに組織した青年団の活動を一層活性化し、多くの若い力を地域活動に活かせるよう取り組みます。また、退職してからいきなり地域活動に参加するのではなく、現役時代に地域活動にふれ、慣れてもらえるよう、主に50歳代の方を対象に運動会や夏祭りなどの機会を活かして年に数回程度のボランティアなどの声かけを行い、気軽な参加機会を創出します。

エ 生活保護世帯の増加

(ア) 課題

以前から地域にお住まいの方については町会などをつうじて状況を把握できていたことから、支援が必要な時や何か問題が発生した際に地域で協力できましたが、他地域から転入してきた場合には、生活保護の基準で入居できるワンルームマンションに集中する例などが多く見られ（一部エリアでは生活保護率が極端に高くなっている）、また、町会加入もないため、地域で状況を把握することができません。このように生活に困窮している方の把握や支援は難しく、現状では地域単独で具体的な取組みに着手するのは困難と考えています。

オ 少子化

(7) 課題

子どもが減少しており、特に市営住宅では顕著であり、世代間交流ができない、子ども会が開催できない、祭りができないなど、従来のまちとは様変わりしています。もっと若い世代に転入してもらい活気のあるまちづくりをめざしたいと考えていますが、地域単位では対策を行うことは難しく、具体的な取組みを見出せないのが現状です。

4 住吉川

(1) 地域の範囲

柴谷2丁目、中加賀屋3・4丁目、西加賀屋3・4丁目、東加賀屋3・4丁目、緑木2丁目

(2) 地域の特徴

区の東部に位置し、地下鉄四つ橋線をまたぐように東西に広く、南は住吉川に接した地域。

東西に広いこともあり、新なにわ筋を隔てて西側と東側では特徴も異なっています。西側の柴谷2丁目、緑木2丁目においては物流倉庫や工場が多く並んでいますが、東側の東加賀屋3・4、中加賀屋3・4、西加賀屋3・4丁目については戸建住宅やマンションも多く商店街もあるなど、それぞれに特色があります。西側地域、特に柴谷2丁目においては近隣に医療機関やスーパーなどもないため、高齢者などにとっては不便があると考えられます。

人口は平成22年国勢調査時より2.8%ほど増加していますが、高齢者の増加傾向が6.7%と高く、なかでも75歳以上の増加率をみると16%増、町丁目で見ると府営住宅の位置する柴谷2丁目の高齢化率が30%を超えている状況です。

平成22年国勢調査

・総人口 10,069人
・高齢者(65歳以上) 2,609人(25.9%)
・子ども(0~14歳) 1,208人(12.0%)

平成26年3月末住民基本台帳人口

・総人口 10,349人
・高齢者(65歳以上) 2,784人(26.9%)
・子ども(0~14歳) 1,248人(12.1%)

医療機関数 (※平成26年9月 医師会、歯科医師会、薬剤師会ホームページ調べ)

・病院 0 ・診療所 14 ・歯科診療所 8 ・保険薬局 9

公営住宅

・市営 1棟 66戸 ・府営 3棟 446戸

(3) 現在の主な取組み

ア 高齢者の把握

各町会において名簿を管理

イ 見守り

月1回会議を開催 安否確認などの報告

ウ 高齢者食事サービス事業

配食

毎週木曜日 65歳以上が対象

会食

年4回 11:30~ 65歳以上が対象(事前予約要)

エ ふれあい喫茶「住吉川 いきいきサロン」

毎週木曜日 10:00~11:50 65歳以上が対象

オ 子育てサロン「このゆびとまれ」

毎月第3水曜日 10:00~11:30 乳幼児と保護者が対象

カ 住吉川寺子屋

毎週土曜日 9:30~11:00 小学生が対象

- キ ふれあいサンデー
毎月第1日曜日
- ク 高齢者介護予防教室
毎月第2水曜日 13:00～15:00
- ケ 住吉川プラザ
毎月1回（絵手紙、コーラス、ハイキング等）
- コ 青色パトロール
土日祝以外の通年昼夜随時実施
- サ 大阪マラソン
沿道でのボランティア
- シ 市営交通フェスティバル
模擬店出店
- ス 障がい者交流会
4月開催
- セ さくらカーニバル
4月開催 65歳以上が対象（事前予約要）
- ソ 高齢者ふれあい1泊旅行
5月開催 65歳以上が対象
- タ 地域大運動会
5月開催
- チ 住吉川サマーフェスタ
7月開催
- ツ ラジオ体操
7～8月の1週間程度開催
- テ 高齢者の集い
9月開催 65歳以上が対象
- ト エコフェスタ
11月開催（地域一斉清掃）
- ナ 福祉教育セミナー
10～11月開催
- ニ 防災訓練
11月実施
- ヌ ふれあいもちつき大会
12月開催
- ネ 歳末夜警
12月実施
- ノ 鏡開き
1月開催

(4) 地域の主な課題と今後の取組み

ア 町会未加入の高齢者の把握

(7) 課題

認知症高齢者の増加や独居高齢者の孤立など支援が必要な方に関する情報を地域で把握することが重要となっていますが、特に町会未加入者について情報を得ることが困難な状況です。

(イ) 取組み

現在、各町会から選出された委員（ボランティア）で地域ネットワーク委員会を組織し、毎月定例会議を開催のうえ、支援が必要な高齢者の状況を報告及び情報共有を行っており、委員からの情報を推進員が整理し地域包括支援センターなどの専門機関へつなぐという流れができています。この流れを維持するとともに、今後は町会未加入者に関する情報について、配食サービス、ふれあい喫茶、高齢者の集い、介護予防教室等の機会を積極的に活かしながら、住之江区地域包括支援センターをはじめとする地域の支援機関との連携を一層深めていくことで状況把握ができるよう取り組みます。

イ 災害時の避難体制づくり

(ア) 課題

平屋が多く、大雨や大地震の津波時には浸水被害が心配されます。

(イ) 取組み

「住吉川地域防災マップ」を活用して、浸水被害が想定される際の避難方法について町会ごとに検討します。

ウ 有償ボランティア制度の活用促進

(ア) 課題

例えば、犬の散歩などちょっとしたお手伝いを無料でお願いするのは気が引ける、というような場合のためにチケット制での有償ボランティアの制度を立ち上げていますが、現在、登録はあるが利用のない状態です。

(イ) 取組み

今後は、地域独自の有償ボランティア制度を維持しながら、ニーズに応じて支援をする側と利用する側のマッチングを進めていきます。

エ 地域活動の担い手確保のための環境づくり

(ア) 課題

地域における女性ボランティアは約 80 名登録されており、別に地区社協の地域支援部会において約 35 名の男性ボランティアが登録されて活動していますが、70 歳前後が中心で高齢化しています。

現在は仕事を持っている女性も多く、男性も定年後、65 歳程度まで仕事を続ける人が多い状況であり、いかにして新たな人材に地域での活動に参加してもらうかが課題となっています。

(イ) 取組み

ボランティアに関しては知人など人のつながりを生かしながら募っています。今後は、若い世代も含めた新たな人材が活動に参加しやすく続けやすいような環境づくりを進めていきます。

5 加賀屋

(1) 地域の範囲

北加賀屋1～5丁目、柴谷1丁目、緑木1丁目

(2) 地域の特徴

区の北東部に位置し、北は木津川、西は西成区に隣接しており、地下鉄四つ橋線の北加賀屋駅とも隣接しています。地域内には広い工場地帯があり、名村造船所跡地を中心とした地域ではアート活動が盛んに行われています。

平成22年国勢調査時から人口は微増しているものの、65歳以上の高齢者は12%増、75歳以上は22%も増加しています。高齢化率について町丁目ごとで見ると、北加賀屋3丁目では40%を超える数字となっているほか、市営住宅のある緑木1丁目でも32%ほどの高い数値となっています。

平成22年国勢調査

・総人口	7,509人
・高齢者(65歳以上)	1,771人(23.6%)
・こども(0～14歳)	937人(12.5%)

平成26年3月末住民基本台帳人口

・総人口	7,550人
・高齢者(65歳以上)	1,991人(26.4%)
・こども(0～14歳)	858人(11.4%)

医療機関数

(※平成26年9月 医師会、歯科医師会、薬剤師会ホームページ調べ)

・病院	1	・診療所	3	・歯科診療所	6	・保険薬局	2
-----	---	------	---	--------	---	-------	---

公営住宅

・市営	5棟	471戸
-----	----	------

(3) 現在の主な取組み

ア 高齢者の把握

各町会で名簿を管理

イ 高齢者食事サービス事業

会食

毎月第3土曜日 11:30～ 70歳以上が対象 さざんか会館(300円)

メンバーの名簿は地域ネットワーク推進員*が管理し、誕生日ごとに絵手紙を送付

ウ ふれあい喫茶

毎月第1土曜日 10:00～12:00 65歳以上が対象 加賀屋北会館

毎月第2木曜日 13:30～14:30 65歳以上が対象 緑木市営住宅集会所

エ 太極拳・ストレッチ

毎月第2・第4木曜日 14:00～15:30 65歳以上が対象

オ アートフラワー

毎月第1・第2月曜日 10:00～11:30 65歳以上が対象

カ カラオケ

毎週火・水・木・金曜日 13:00～15:30 65歳以上が対象

キ ゲートボール

毎週月～金曜日 7:00～11:00 65歳以上が対象

ク ゲートボール大会

9月開催

- ケ グランドゴルフ
毎週月～金曜日 13:30～16:00 65歳以上が対象
- コ 何でも相談
加賀屋・粉浜地域包括支援センター、加賀屋ランチ※、地域ネットワーク委員会
- サ 加賀屋子育てプラザ
毎月第2火曜日 10:30～11:30 乳幼児と保護者が対象
- シ 地域大運動会
5月開催
- ス 区ソフト・キックボール大会
6月開催 小学生が対象
- セ 加賀屋フェスティバル
6月開催
- ソ 夏休み映画祭
7月開催
- タ サマーキャンプ
7月開催
- チ 青色パトロール乗車講習会
7月開催
- ツ 加賀屋天満宮夏祭り
7月開催
- テ わんにゃん防災フェア
9月開催
- ト 中学生魚釣り大会
9月開催 中学生が対象
- ナ アートフェスタ
10月開催
- ニ 大阪マラソンボランティア
10月開催
- ヌ ソフトボール大会
11月開催
- ネ クリンピック・防災訓練
11月開催
- ノ 区子ども文化祭
12月開催
- ハ バレーボール大会
2月開催
- ヒ 加賀屋農園
加賀屋農園 KID'S 倶楽部
- フ メイク教室と遺影撮影（加賀屋・加賀屋東・粉浜共同）
コクミン薬局との協働・コラボレーション

(4) 地域の主な課題と今後の取組み

ア 高齢者の見守りのための緊急連絡体制づくり

(ア) 課題

高齢化の進展により、支援を要する方の情報を把握するとともに、高齢者の不測の事態に備えるため、緊急連絡先等の把握も必要となってきました。

(イ) 取組み

北加賀屋5丁目の市営住宅1・2棟の町会では、本人が緊急連絡先等を記載した「あんしんカード」を封入したものを自治会等が保管、緊急時にのみ開封して連絡を取るシステムを導入しています。この取組みは全地域へ拡大していくことが目標ですができるところから実施することとし、特に高齢化が進んでいる緑木1丁目の市営住宅において同様の取組みを導入することを検討しています。

また、安否確認を兼ねた絵手紙を食事サービスの利用登録者に送付していますが、宛先不明で返送された方については追跡調査（安否確認等）を実施することにより高齢者の情報を更新していきます。

イ 外国籍の方や聴覚障がいのある方などとのコミュニケーションづくり

(ア) 課題

外国籍の住民の方が増加しており、言語や文化、生活習慣の違いからコミュニケーションが取りづらいという課題もみられます。また、聴覚障がいや知的障がいなどで意思疎通が難しい方もおり、コミュニケーションの不足は支援を必要とする方を埋もれさせてしまうこともあると考えられることから、課題となっています。

(イ) 取組み

地域ネットワーク委員会では、地域において外国籍住民や障がいのある方が孤立しないように見守りやコミュニケーションをはかり、地域との交流を生むような新しい手法を検討していきます。

また現在、年に1回、地域のボランティアや一般の方、学生などが住之江特別支援学校を訪問し交流を図る取組みを実践していますが、今後はこれを継続するとともに、より一層の交流の広がりを模索していきます。

ウ 地域活動の担い手確保のための環境づくり

(ア) 課題

ボランティアや地域活動の担い手について、生活スタイルや意識の変化から若い世代の人材確保が難しくなってきました。また年々ボランティアメンバーが高齢化により支援する側から支援を受ける側へと移行してきていることもあり、若い世代の参入は地域活動の重要な課題となっています。

(イ) 取組み

地域ネットワーク委員会では、加賀屋農園 KID'S 倶楽部やすみのえアートビートなど若い世代が参加する行事、イベントをつうじて子どもや保護者とのコミュニケーションを図り、現在子ども会やPTAで活動をしている若手の人材を中心に新たなボランティアや地域活動の担い手を確保できるよう取り組みます。

また、地域の活動や参加を活発化するにあたり、町会の活動や町会長などの役員のことを知らない住民が多いことから、地域の広報紙などをつうじて活動内容や役員の紹介（顔写真

付き)を行い、住民により身近な存在と感じてもらえるよう取り組みます。

エ 地域における自主財源の確保

(ア) 課題

行政と地域が互いの長所を活かしながら協働することが大切であり、要求や対立ではなく、地域にできることは地域でやりたいと考えています。そういった地域における自由な活動を支えるための財源は、補助金や交付金だけに頼らず、自ら生み出すことも必要であるため、自主財源の確保のための検討が必要です。

(イ) 取組み

自主財源の確保に向けて様々な方策を模索していきます。実現にあたっては行政のアドバイスやコーディネートなどの後押しが必要であると考えています。

6 加賀屋東

(1) 地域の範囲

中加賀屋1・2丁目、西加賀屋1・2丁目、東加賀屋1・2丁目

(2) 地域の特徴

区の北東部、地下鉄「北加賀屋」駅の南に位置し、北は一部西成区に接しています。地域内に商店街もあり、人の往来が盛んで、病院を始め医療機関も多く生活至便。区内でも市営住宅が棟、戸数ともに多い地域です。

平成22年の国勢調査時より人口は2%強減少しており、なかでも0～14歳については12.7%減っています。高齢化率は26.6%と区の平均とあまり変わりませんが、高齢者人口は12%以上増加、75歳以上も17%増加と高齢化は進んでいると考えられます。

平成22年国勢調査

・総人口	10,956人
・高齢者(65歳以上)	2,532人(23.1%)
・子ども(0～14歳)	1,312人(12.0%)

平成26年3月末住民基本台帳人口

・総人口	10,711人
・高齢者(65歳以上)	2,848人(26.6%)
・子ども(0～14歳)	1,145人(10.7%)

医療機関数

(※平成26年9月 医師会、歯科医師会、薬剤師会ホームページ調べ)

・病院	2	・診療所	9	・歯科診療所	8	・保険薬局	6
-----	---	------	---	--------	---	-------	---

公営住宅

・市営	17棟	1,578戸
-----	-----	--------

(3) 現在の主な取組み

ア 高齢者の把握

各町会において65歳以上の名簿を管理し、2,000名程度を把握
名簿に確認欄を設け、小学生からの「ふれあい手紙」を送付

イ 高齢者食事サービス事業

会食・配食

毎月第2・3・4木曜日 11:30～ 70歳以上が対象 加賀屋福祉センター (100円)

ウ ふれあい喫茶「さざん花」

毎週土曜日 9:30～11:00 60歳以上が対象 加賀屋福祉センター

エ おしゃべり広場

毎月第2木曜日 14:00～15:30 65歳以上が対象 アミーユ北加賀屋

毎月第3火曜日 14:00～15:30 65歳以上が対象 中加賀屋住宅集会所

オ 閉じこもり予防教室

10:00～11:30

カ 何でも相談

第3月曜日 加賀屋商店街で実施

加賀屋・粉浜地域包括支援センター、加賀屋ランチ、地域ネットワーク委員会

キ ディスコン

毎月第2・4水曜日 13:30～15:30 65歳以上が対象

毎月第1・3土曜日 10:00～12:00 校区内在住者が対象 小学校講堂で開催

- ク カラオケ
毎週月・水曜日 13:00～17:00 65歳以上が対象
毎週水・金・土曜日 17:00～21:00 65歳以上が対象
- ケ 囲碁・将棋
毎週土・日曜日 13:30～15:30 65歳以上が対象
- コ 絵画（油絵）
毎週月曜日 13:00～17:00 65歳以上が対象
絵画（水彩）
毎月第2・3・4金曜日 9:00～12:00 65歳以上が対象
- サ グランドゴルフ
毎週月・水・金曜日 9:00～11:00 65歳以上が対象
- シ 健康ウォーキング
毎月第2日曜日 9:00～11:00 65歳以上が対象
- ス 清掃
毎月1日と毎週日曜日 9:00～
- セ こども見守り隊
毎日の登下校時実施
- ソ 地域大運動会
5月開催
- タ 加賀屋天満宮夏まつり
7月開催
- チ ラジオ体操
7・8月開催
- ツ ザ・夜店
8月開催
- テ 敬老祝賀の集い
9月開催 65歳以上が対象
- ト 中学生魚釣り大会
10月開催 中学生が対象
- ナ 親子ふれあいまつり
11月開催 小学生と保護者が対象
- ニ 地域ソフトボール大会
11月開催
- ヌ 防災訓練
11月実施
- ネ 歳末夜警
12月実施
- ノ もちつき大会
12月開催
- ハ 子育てサロンクリスマス会
12月開催

- ヒ ふれあい花壇
毎日
- フ 見守り隊感謝の会
3月開催
- ヘ メイク教室と遺影撮影（加賀屋東・加賀屋・粉浜共同）
コクミン薬局との協働・コラボレーション

(4) 地域の主な課題と今後の取組み

ア 町会未加入の高齢者の把握及び独居・認知症の方への支援

(ア) 課題

高齢化の進展に伴い、地域において支援が必要な方を把握することが求められていますが、新築マンションや新築建売住宅群など、町会が組織されていない住宅や現在、町会未加入の方については把握が困難な状況です。町会加入推進や、未加入者の状況把握をどのように行うかが課題となっています。加えて高齢化とともに増えつつある独居老人や認知症の方への支援も地域の課題として出てきています。

(イ) 取組み

地域ネットワーク委員会において 65 歳以上の方の実態調査をおこない名簿を更新していますが、町会未加入者の問題については対策を検討中です。高齢者の見守りは地域ネットワーク委員会や各老人会が協力しながら身近な地域で行っていくこととし、集合住宅の集会所を活用したサロンや自主的な喫茶など、すでに始まっている事例を広げていくよう取り組みます。

イ 商店街の空き店舗の活用

(イ) 課題

近年、商店街に空き店舗が見られるようになっていきます。人々が集まる地域の重要な資源である商店街を活性化し地域福祉の推進にも活用できるような方策を考える必要があります。

(イ) 取組み

現在、商店街の北側において、加賀屋・粉浜地域包括支援センター、加賀屋ランチ及び当地域ネットワーク委員会の合同で高齢者等を対象とした「何でも相談会」を実施していますが、相談者の増加及び商店街の活性化を図る為、家賃のハードルはありますが、商店街の中央部の空き店舗への移転を模索しています。

ウ 地域活動の担い手の人材発掘

(ウ) 課題

現在の地域活動のボランティアに 40～50 代の方があまりおらず、高齢化が進んでいることから、新たな人材の確保が重要な課題となっています。

(イ) 取組み

地域ネットワーク委員会では新しい世代の参画を促す為、回覧板やポスターで募集しましたが応募がありませんでした。ついては、現在の活動者、メンバーの交流関係、PTA や子ども会など様々な団体への声かけなどをつうじて新たな人材の発掘に取り組みます。

エ 災害に備えての有効な訓練の導入

(7) 課題

今後高齢化の進展などに伴って災害時に援護が必要な方は増加していくため、高齢者や障がいのある方などとともに地域において安全に避難するための訓練はますます重要になりますし、消火訓練においては燃えている炎を消火するような実際の火災に有効な訓練が求められます。

(イ) 取組み

現在、例えば地域の市営住宅での訓練では、津波を想定しそれぞれが自分の足で上階へ避難するための時間を計測し、有事の際に落ち着いて避難行動がとれるよう備えています。今後は他にも、あらゆる災害を想定しながら体験型の訓練の導入を検討していきます。

オ 認知症などのため見守りが必要な方への支援

(7) 課題

高齢化の進展で認知症を患う方が増えており、また加齢により生活上の支援が必要な方も多くいます。認知症の方の徘徊が取り沙汰されるなかで、地域として見守りを行う必要性が高まるとともに、一人で外出した際などにきちんと本人確認できること、また事故や災害など万が一の際に助けを呼べるような方策が必要です。

(イ) 取組み

敬老祝賀の集いにおいて、80歳以上の方に、万一の際に使用できるホイッスルを配布しており、そこには本人の氏名や住所、既往歴、通院先などを記載できるようになっています。この取組みを継続するとともに、孤立死*などをできるだけ防止するため、普段、住戸の外観から見た異常、例えば「ドアポストに新聞が溜まっている」「電気が点けっぱなしで普段と様子が違う」など注意すべき点を地域内の会議で周知し必要に応じてチラシ等で注意喚起していきます。

カ 生活保護と個人情報

(7) 課題

生活保護受給者が以前より増えているようですが、個人情報保護の考え方が浸透しており、地域には情報が回らず誰が支援を必要としているか把握するのが困難です。

キ 情報把握が困難な「ごみ屋敷」問題

(7) 課題

周囲まで影響するような事例で地域において問題になるケースもありますが、多くは室内に限られた問題であり、地域では支援を必要としている方の情報を把握することが困難です。

ク 高齢者食事サービス事業における新たな視点の導入

(7) 課題

高齢者食事サービス事業については、歴史のある事業ですが、ボランティアなどの担い手の固定化が見られ、衛生面でも多くの配慮が必要です。また高齢化の進展による影響もあつてか、会食サービスより配食サービスの利用が増加傾向にあります。

まちづくりセンターの支援により地域活動協議会で開催した「地域の未来像を語り合う懇談会」において、高齢者支援について課題として挙げられていたこともあり、今後のあり方

等について考えていく必要があります。

(イ) 取組み

まちづくりセンター及び区役所等のコーディネートによる「企業・NPO・学校交流会」において本課題について当地域の課題としてプレゼンし、企業等の意見を聞いたところ、食品が傷みにくい工夫や、食材の手配、栄養面でのアドバイスなど様々な協力が得られる可能性が出てきました。今後は、交流会などをつうじて築いたつながりを活かしながら、より一層互いの強みを活かした連携をめざしていきます。

また、企業、NPO などと一緒にイベントを開催することにより多くの人にこのサービスを知ってもらうとともに、新たな担い手の発掘へもつなげていきたいと考えています。

7 粉浜

(1) 地域の範囲

粉浜 1～3丁目、粉浜西 1～3丁目、浜口東 1丁目、浜口西 1丁目

(2) 地域の特徴

区の北東に位置し、古くから住吉大社の門前町として栄えてきたまち。地域内には住吉公園や商店街もあり、生活に密着した人・物の交流も盛んな地域です。南海本線に隣接しており、西南には阪堺電車の住吉公園駅、北端には地下鉄四つ橋線の玉出駅があります。様々な交通機関の利用が可能であり、各種診療所も多く、生活には至便な地域と考えられます。

人口に関しては平成 22 年国勢調査時からわずかに増加しています。地域の平均でも高齢化率が 30%を超えており、特に古くからの町並みが残る粉浜 1・2 丁目はそれぞれ 29.5%、30.8%と高くなっています。また現在は UR となっていますが公団の団地として歴史を持つ住吉団地のある粉浜西 3 丁目については高齢化率が 40%を超えていると推定され、団地の歴史とともに高齢化も進展している状況です。

平成 22 年国勢調査

・総人口	14,782 人
・高齢者（65 歳以上）	4,017 人（27.2%）
・子ども（0～14 歳）	1,632 人（11.0%）

平成 26 年 3 月末住民基本台帳人口

・総人口	15,031 人
・高齢者（65 歳以上）	4,567 人（30.4%）
・子ども（0～14 歳）	1,550 人（10.3%）

医療機関数

（※平成 26 年 9 月 医師会、歯科医師会、薬剤師会ホームページ調べ）

・病院	0	・診療所	16	・歯科診療所	12	・保険薬局	12
-----	---	------	----	--------	----	-------	----

公営住宅

・なし

(3) 現在の主な取組み

ア 高齢者の把握

各町会において高齢者世帯カードとして名簿を管理し把握

イ 高齢者食事サービス事業

会食

毎月第 3 火曜日 11:30～ 70 歳以上が対象 粉浜中央福社会館

毎月第 2 日曜日 11:30～ 70 歳以上が対象 粉浜 2 丁目西会館

配食

毎月第 2 水曜日

ウ ふれあい喫茶（ふれあいサロン）

毎週木曜日 10:00～15:00 60 歳以上が対象

エ いきいき教室（ふれあいサロン）

毎月第 1 水曜日

オ 見守り訪問

毎週 2 回 83 歳以上の独居者が対象 ヤクルトの配布

カ 赤ちゃんサークル

毎月第 2 月曜日 10:00～11:30 0 歳児を持つ親子が対象

- キ 子育てサークルはぐくみ
毎月第3金曜日 10:00～11:30 1歳以上の子を持つ親子が対象
- ク 清掃活動
隔月第1日曜日 7:30～9:30
- ケ 粉浜まつり
5月開催
- コ ザ・夜店
7月開催
- サ 夏季防犯巡視
8月実施
- シ 夏季キャンプ
8月開催
- ス 1中スポーツ大会
9月開催
- セ 運動会はぐくみ競技
9月開催
- ソ 大阪マラソンコース清掃活動
10月実施
- タ 中学生薬物乱用防止教室
11月開催
- チ 震災訓練
11月実施
- ツ 文化の集い
11月開催
- テ グランドゴルフ大会
11月開催
- ト もちつきフェスタ
12月開催
- タ 歳末特別警戒
12月実施
- ニ ソフトバレーボール大会
2月開催
- ヌ 北粉浜・粉浜小スポーツ大会
2月開催
- ネ ユニカール大会
2月開催
- ノ 子どもお楽しみ会
3月開催
- ハ ディスコン
毎週水曜日 13:30～15:30
- ヒ 楽踊会
毎月第3土曜日 19:30～

- フ ラジオ体操
7・8月開催 6:30～
- ヘ スポーツ大会
10月開催
- ホ 薬物乱用防止教室講習会
年2回開催
- マ 手作り教室
年3回開催
- ミ メイク教室と遺影撮影（粉浜・加賀屋・加賀屋東共同）
コクミン薬局との協働・コラボレーション

(4) 地域の主な課題と今後の取組み

ア 町会未加入の高齢者の把握

(ア) 課題

高齢化の進展によりますます支援を要する高齢者の状況を把握する必要性が出てきます。粉浜地域では、各町会で把握している高齢者の名簿をもとに各老人会とも協力しながら、高齢者の状況把握や見守りをおこなっていますが、町会未加入者については把握が難しい状況であり、大きな課題となっています。

(イ) 取組み

各町会において運用されている世帯カード（世帯の情報を本人が記入し町会が保管）の活用を進めるとともに、転入者に対して町会の活動や行事、ルールなどを説明し、人のつながりや活動が見えるようにすることで町会加入のしやすい環境づくりに取り組みます。

また、賃貸住宅、とりわけワンルームマンションなどの住民については、転出入も多く地域との関わりが薄い傾向にあるため個別に町会への加入を求めるのが難しいので、住宅のオーナーと話をし、マンション全体として町会への加入を求めながら、マンションに設置された掲示板を活用するなどして情報発信していきます。

イ 認知症高齢者の権利擁護

(イ) 課題

高齢化の進展は認知症の高齢者の増加にもつながり、特に単身で近隣に身よりもいない方にとっては、本人に寄り添い権利擁護することが必要となってきます。また、食事サービスなどの集まりにおいて認知症の相談が見られるようになっており、認知症の方を地域で支えていくことは今後の課題となっています。

(イ) 取組み

この課題に対応すべく声かけをしたところ、現在、粉浜地域では、5名が大阪市が実施する「市民後見人^{*}」として登録されています。今後は認知症などで後見が必要な方を地域で支えることができるよう啓発を行っていくことで、市民後見人の増員に向けて取り組みます。

ウ 地域北部における高齢者の外出促進等

(イ) 課題

ふれあい喫茶及びいきいき教室の実施場所が地域の南端に位置しており参加が難しい方がいる状況です。

(イ) 取組み

高齢者の外出促進に資するように、実施場所を増やすなど多くの方が参加できるよう検討していきます。

エ 町会加入の促進及び地域活動の担い手の発掘

(ア) 課題

地域活動の新たな担い手を発掘し活動を引き継いでいくことはとても重要な地域課題ですが、担い手の固定化、高齢化により人材の確保が困難になってきています。地域で最も高齢化の進んでいる粉浜西3丁目（UR住吉団地の賃貸棟）においては町会役員の後継者がおらず、町会が組織できないという問題がでており、住民の状況把握も困難な状況です。

(イ) 取組み

町会未加入の課題と同じく丁寧に活動や町会の説明を行うことが、その後の地域活動への協力につながるため、きめ細かく地域の情報を発信することで理解を得ていくとともに、あらゆる機会をつうじて声かけを行いながら、新しい担い手の確保に取り組んでいきます。

また、ワンルームマンション等に住む若者についても、潜在的に地域の行事等への参加を望んでいる方もいると考えられることから、前述したようにマンション全体での町会加入を進めることで新たな活動への参加者の掘り起こしを行っていきます。

オ 地域から孤立した世帯における児童虐待等の防止

(ア) 課題

粉浜地域は歴史のある町ですが、転入者も多いことから、地域との結びつきの薄い方々がおられます。育児や介護などのストレスを抱えた方にとって、支援の手や見守りの目が届かず孤立する恐れもあり、結果として虐待事例の遠因となることも考えられます。虐待は遠い出来事ではなく、身近に起こり得ることだという意識をもって、未然に防げるような取組みを行っていくことが大切です。

(イ) 取組み

虐待は身近な問題であることを地域のなかで民生委員・児童委員などが中心となって啓発するとともに、育児や介護疲れなどを抱えている方を支えるため、町会への加入などあらゆる手法で、つながりを作るよう努めます。また、普段から学校や施設と地域がコミュニケーションを取りながら、見守りのネットワークづくりをめざしていきます。

8 平林

(1) 地域の範囲

泉 1・2 丁目、平林北 1・2 丁目、平林南 1・2 丁目、南港東 1～4 丁目、南港南 1～7 丁目

(2) 地域の特徴

区の南西に位置する区内で最も広大な地域で、南側と北側がそれぞれ大和川と木津川に接し、地域内を住吉川が流れています。木材の町として知られ、古くから多数の貯木場があります。また、現在でも大阪に 8 箇所残っている渡船の一つである木津川渡船場があり、河川を利用して繁栄してきた地域です。

しかし、医療機関や日常生活の用を足すスーパーなどの店舗も少なく、南部にニュートラムは走っているものの交通網が行き届かない面も見られます。

平成 22 年の国勢調査時に比べると 4.5%ほどの人口減少が見られます。0～14 歳人口が 19.5%ほど減少し 65 歳以上は 21%強増加、75 歳以上も 37%近く増加しており、少子高齢化が顕著に現れている地域であると考えられます。細かい地域ごとに見ると、市営住宅や UR の団地がある南港東 1 丁目については高齢化率が 35%を超える状況であり、とても高い数値となっています。

平成 22 年国勢調査

・総人口	6,856 人
・高齢者（65 歳以上）	1,480 人（21.6%）
・子ども（0～14 歳）	786 人（11.5%）

平成 26 年 3 月末住民基本台帳人口

・総人口	6,547 人
・高齢者（65 歳以上）	1,796 人（27.4%）
・子ども（0～14 歳）	632 人（9.7%）

医療機関数

（※平成 26 年 9 月 医師会、歯科医師会、薬剤師会ホームページ調べ）

・病院	0	・診療所	1	・歯科診療所	0	・保険薬局	0
-----	---	------	---	--------	---	-------	---

公営住宅

・市営	6 棟	874 戸
-----	-----	-------

(3) 現在の主な取組み

ア 高齢者の把握

町会ごとに把握し名簿を管理

イ 高齢者食事サービス事業

会食

年 3 回 65 歳以上が対象（350 円、事前予約要）

ウ ふれあい喫茶「ひら茶」

毎週木曜日 10:00～15:00 どなたでも参加可能

エ 高齢者友愛訪問

毎月 1 回 75 歳以上の独居高齢者、ほか訪問が必要と思われる世帯対象

オ 歩こう会

毎月第 1・3 土曜日 65 歳以上が対象

カ グラウンドゴルフ大会

65 歳以上が対象

キ 子育てサロン

毎月第 4 火曜日 10:00～12:00 妊婦、乳幼児と保護者が対象

- ク 花ボランティアサークル
随時
- ケ カラオケ教室
毎月第2・4木曜日 11:30～13:00 (事前予約要)
- コ 民謡教室
毎月第1・3月曜日 11:15～12:30
- サ 銭太鼓サークル
毎週月曜日 14:15～15:30
- シ お花見会
4月開催 65歳以上が対象 (事前予約要)
- ス 盆踊り大会
8月開催
- セ 敬老の集い
10月開催 65歳以上が対象 (事前予約要)
- ソ 防災訓練
10月実施
- タ 住之江街歩き散策
10月開催 女性部会員が対象 (事前予約要)
- チ 平林カーニバル
11月開催
- ツ 夜間カフェ&演芸 (寄席)
11月開催 (喫茶100円、寄席無料)
- テ 子ども秋祭り
11月開催
- ト もちつき大会
12月第1木曜日開催 地域の保育園児が対象の地域交流事業
- ナ 男の料理教室
12月開催 独居65歳以上男性が対象 (事前予約要)
- ニ 女性学級 ペン字教室
9～2月に10回開催 (事前予約要)
- ヌ 女性学級 健康に関する研修
随時
- ネ 企業との交流 (地域交流会)
2月開催
- ノ 道路清掃美化
10月実施
- ハ 寄せ植え教室
年2回

(4) 地域の主な課題と今後の取組み

- ア 高齢者の把握と見守り活動の拡充

(7) 課題

高齢化に伴い支援を要する方に対する見守り活動の重要性が増していますが、町会未加入者の状況把握は難しく課題となっています。月1回地域ネットワーク委員会を開き対策を検討していますが、18名の委員だけではきめ細かな見守り活動を行うことは困難です。

高齢者の生活支援や見守りについては、まちづくりセンターの支援により地域活動協議会で開催した「地域の未来像を語り合う懇談会」においても挙げられた課題であり、今後より一層の推進が必要です。

(イ) 取組み

平林地域では、町会未加入者や独居の高齢者が地域との接点をもてるよう友愛訪問をきめ細かく行うために、各町会の地域ネットワーク委員のもとに配置されている「友愛ボランティア」の拡充に向かって取り組んでいきます。平成26年10月現在で10名の友愛ボランティアが活動を行っていますが、さらに増員できるよう取り組んでいきます。(高層住宅においては各階毎の配置が理想)

また、毎週木曜日に実施しているふれあい喫茶(ひら茶)については町会の加入を問わずどなたでも参加できるように呼びかけており、そこでのつながりを必要に応じた見守りにつなげていけるよう継続して取り組みます。

イ 夜間防犯対策

(ア) 課題

街灯が少なく暗い場所が多いこともあって防犯上の不安や夜間に青少年が集まることで健全育成にも問題があると考えられます。

(イ) 取組み

一部の町会で防犯のため見回り活動を行っているところもありますが、全地域で取り組まないと効力が発揮できないので、今後は夜警ボランティアを募集し全地域内の見回り活動の活性化を図っていきます。

ウ 買物難民対策

(ア) 課題

前述の懇談会においては、買物難民に関しても課題となっています。平林は地域が広く、1箇所しかスーパーがないことやニュートラム・バス路線の交通網に偏りがあるため、高齢者等にとっては買い物に不便がある状況です。特にニュートラム平林駅周辺については、近隣にスーパーがなく不便している方が多くなっています。

(イ) 取組み

地域ネットワーク委員会では、友愛訪問やふれあい喫茶で地域のニーズを把握するとともに、生協による配達サービスや移動スーパーとの連携ができないかと考えています。

エ 地域活動の担い手確保のための環境づくり

(ア) 課題

「地域の未来像を語り合う懇談会」において出された高齢者への支援という課題を実現していくためには、マンパワーが必要です。

いわゆる老老介護が問題視されることもありますが、高齢で元気な方が高齢で支援を要する方を支えるしくみをつくることがお互いの活性化にもつながるため、高齢であっても動ける方は積極的に地域活動への参加を促す必要があります。また地域には多くの活動者がいま

すが、若い世代の担い手は少ない状況です。

(イ) 取組み

地域ネットワーク委員会では、高齢であっても社会貢献、生きがいを求めて地域活動に参加できるよう、チラシやポスターによる一般のボランティアを継続的に募集していくことで幅広い層の参加を促していきます。若い世代については、女性部が中心となり PTA や子ども会のメンバーに声を掛け、ふれあい喫茶などの負担が少ない活動から参加してもらうことによって、ボランティアに入りやすい雰囲気や環境を整備し、人材の確保と定着を実践していきます。

オ 企業との交流と協働・共存

(ア) 課題

平林地域には企業が多く存在することから、以前から互いに共存するため交流を続けてきました。現在、年に1回の交流会や、道路清掃、寄せ植え教室などをつうじて企業と住民との交流機会を持っています。また、地域活動協議会へも企業有志会の参画を得ています。今後も、住民と企業が一体となり協力して自分達でやっていくという風土を維持し、地域活動の広がりにつなげていく必要があります。

(イ) 取組み

地域活動協議会で作成した防災マップを活用し、それを持参して企業を回り、町会への加入や災害時の協力を依頼していくことで、より多くの地元企業の地域活動への参画を促すきっかけづくりを行っていきます。

カ 生活保護受給世帯の増加

(ア) 課題

生活保護受給世帯は増加傾向にあり、地域においても生活困窮者の問題は大きな課題です。個人情報保護の観点からか、以前は緊密であった民生委員と行政の連携が薄くなっており、地域で持っている情報が反映されにくくなったと感じています。この課題については地域として取り組んでいくことが難しい問題ですが、民生委員の持っている情報などが生活困窮者への支援や生活保護行政に結びつくような連携が必要です。

9 新北島

(1) 地域の範囲

新北島 1～8 丁目

(2) 地域の特徴

区の南部に位置し、南には大和川が流れ、堺市に隣接しています。地下鉄四つ橋線、ニュートラムの住之江公園駅から市内各地へのアクセスが可能です。地域内には住之江警察署や住之江郵便局などの公的機関も所在しています。

平成 22 年国勢調査時から人口にほとんど変化はありませんが、0～14 歳人口は 8%ほど減少、高齢者人口は 23%近く増加しており高齢化の進展が見られ、75 歳以上人口は 40%ほど増加しています。なかでも市営住宅のある新北島 4 丁目については 36%の高齢化率となっています。

平成 22 年国勢調査

・総人口	12,210 人
・高齢者（65 歳以上）	2,126 人（17.4%）
・子ども（0～14 歳）	2,006 人（16.4%）

平成 26 年 3 月末住民基本台帳人口

・総人口	12,183 人
・高齢者（65 歳以上）	2,613 人（21.4%）
・子ども（0～14 歳）	1,841 人（15.1%）

医療機関数

（※平成 26 年 9 月 医師会、歯科医師会、薬剤師会ホームページ調べ）

・病院	0	・診療所	10	・歯科診療所	6	・保険薬局	5
-----	---	------	----	--------	---	-------	---

公営住宅

・市営	5 棟	1,195 戸
-----	-----	---------

(3) 現在の主な取組み

ア 高齢者の把握

町会において 70 歳以上の名簿を管理し 1,500 名程度を把握、食事サービス利用者を含め地域ネットワーク委員会において集約

イ 高齢者食事サービス事業

会食

毎月第 3 土曜日 12:00～ 73 歳以上が対象（300 円、事前予約要）

花見会

4 月第 2 土曜日 12:00～ 73 歳以上が対象（300 円、事前予約要）

敬老会

9 月第 3 土曜日 12:00～ 73 歳以上が対象（300 円、事前予約要）

配食

毎月第 2・4 木曜日 夕食

70 歳以上で食事作りが困難な方対象（300 円、事前予約要）

ウ ふれあい喫茶「やすらぎ」

毎月第 2 火曜日、第 3 水曜日 13:00～15:00 どなたでも参加可能

エ すこやか倶楽部

第 3 水曜日 13:00～15:00

オ 手作り教室

随時（参加費と材料費が必要）

- カ カラオケを楽しむ会
第2・4火曜日 13:00～16:00
- キ 健康づくり・仲間づくり・民踊を楽しむ会
第2・4木曜日 13:00～15:00
- ク 子育てサロン「すくすく」
毎月第4月曜日 10:00～11:30 幼児と保護者が対象
- ケ ニュージ☆ランド（区保健福祉センター開催）
毎月第1月曜日 13:30～15:00 乳児と保護者が対象
- コ 有償ボランティア
「ふれあいハンドの会（区社協登録）」とのマッチング
- サ マンションめぐり
随時（住之江区地域包括支援センター、新北島ランチと協力）
- シ 井戸端勉強会
ボランティアが対象
- ス ボランティア研修
手話教室 月2回随時 月曜日 13:30～15:00
絵手紙教室 毎月最終土曜日 13:00～15:00（8・12月は休み）
- セ 子ども夏祭り
7月開催 小学生が対象
- ソ 高齢者敬老見守り訪問
9月開催 70歳以上が対象
- タ 防災訓練
11月実施
- チ 歳末夜警
12月実施
- ツ 新北みんなのステージ
12月開催
- テ 納涼盆踊り
8月開催
- ト 大根炊き会
12月開催

(4) 地域の主な課題と今後の取組み

ア 地域から孤立した高齢者の把握

(ア) 課題

認知症や一人暮らしの高齢者の増加、また閉じこもりがちの方をどう支援するか、どうやって孤立を防ぐかなど多くの課題がありますが、新北島地域ではマンションの新規建設が多いこともあって、町会未加入者のなかで支援が必要な方をどのようにして把握するかということが課題となっています。またこれは、災害時の体制作りの面でもとても重要です。

(イ) 取組み

地域ネットワーク委員会が協力している区社会福祉協議会の「あんしんカプセル」の取組みを、町会への加入、未加入を問わず広めていくために、住之江区地域包括支援センター、

新北島ランチ（豊泉家）及び地域ネットワーク委員会で協力し、とりわけ町会への加入が低い傾向にあるマンションをめぐる活動を継続していきます。また、同じく地域包括支援センターやランチと協力し、地域の店舗や、銀行、郵便局、コンビニなどの協力を得て、地域包括支援センターやランチのチラシ・ポスターなどを掲示することにより、支援を必要とする人へ必要な情報を届けることができるよう取り組みます。

また、災害時に支援が必要な方をどのようにして把握し、避難の際にどういった体制をとるべきかといったことについて、各町会長と民生委員が中心となって話し合いを進めていきます。

イ 障がいのある方などの地域行事への参加促進

(ア) 課題

新北島地域では配食サービスについて、所定の年齢に達していなくても障がいなどで食事を作ることが困難であれば利用可能です。その他様々な地域活動に障がいをお持ちの方が参加しやすい環境づくりを進めていくことは大切な視点であり、地域住民と地域にある介護、障がいなどの施設利用者との交流は互いの理解を深め、地域を豊かなつながりのある場にするために必要です。

(イ) 取組み

当地域には、市の委託を受けた自立生活夢宙センターが運営する住之江区障がい者相談支援センター*があるため、施設利用者とのコミュニケーションをつうじて今後の交流、つながりのあり方を模索していきます。

ウ 地域活動の担い手確保のための環境づくり

(ア) 課題

地域で行われているそれぞれの活動について、ボランティアなどの担い手が高齢化しており、各種団体では世代交代ができないなどの問題が生じています。若い世代は仕事があって活動が困難であったり、地域活動への関心が薄いことなどが原因と考えています。

(イ) 取組み

気軽に見学してもらえるような環境づくりに努め、手話や絵手紙などボランティア向けの研修に一般からの参加も受け入れて、開かれたものとするにより、そこから配食サービスなどの活動への参加を促すなど、きっかけ作りに取り組んでいきます。

10 南港緑

(1) 地域の範囲

南港中1・2丁目、南港東5丁目

(2) 地域の特徴

区の西部に位置する南港ポートタウン内で最も南に位置し、名前のとおり春には南港緑公園で桜が満開に咲き、季節の色とりどりの花々が楽しめる緑あふれる地域。北部にニュートラムのポートタウン東駅があり、区の南港ポートタウンサービスコーナーが所在しています。南港地域全体的特徴でもありますが、集合住宅のみが集まっており、南港緑においても市営住宅とUR、分譲マンションがあります。

平成22年の国勢調査時から10%ほどの人口減少がみられ、15歳未満は23%、15～64歳の生産年齢人口も15%ほど減少しています。国勢調査時も27.8%と区内でもっとも高い高齢化率でしたが、現在は34.3%となり依然として区内で一番高くなっています。

平成22年国勢調査

・総人口	5,368人
・高齢者(65歳以上)	1,494人(27.8%)
・子ども(0～14歳)	509人(9.5%)

平成26年3月末住民基本台帳人口

・総人口	4,854人
・高齢者(65歳以上)	1,663人(34.3%)
・子ども(0～14歳)	391人(8.1%)

医療機関数

(※平成26年9月 医師会、歯科医師会、薬剤師会ホームページ調べ)

・病院	1	・診療所	5	・歯科診療所	2	・保険薬局	4
-----	---	------	---	--------	---	-------	---

公営住宅

・市営	4棟	1,224戸
-----	----	--------

(3) 現在の主な取組み

ア 高齢者の把握

町会・自治会単位で把握

イ 高齢者食事サービス事業(手作り料理)

会食

毎月第3日曜日 12:00～ 65歳以上が対象(200円)

ウ ふれあい喫茶

毎月第3木曜日 10:30～14:00 どなたでも利用可(100円)

エ ハーモニカ教室

毎週月曜日 14:00～16:00 65歳以上が対象

オ 民謡教室

毎週水曜日 13:00～15:00 65歳以上が対象

カ ふれあい会、健康教室(ミニデイサービス)

毎月第1木曜日 65歳以上が対象

キ 料理教室

年2回不定期開催 65歳以上が対象

ク 小物作りの会

毎月最終木曜日 13:00～15:00 65歳以上が対象

- ケ カラオケ教室同好会
毎週金曜日 13:00～15:00 65歳以上が対象
- コ グラウンドゴルフ
毎週月～金曜日 8:30～10:30 65歳以上が対象
- サ ディスコン
毎月第4土曜日 16:00～18:00 65歳以上が対象
- シ 子育てサークル「よちよちランド」
毎月第1水曜日 10:30～12:00 乳幼児と保護者が対象
- ス こどもひろば（子育て支援）
毎月第4火曜日 10:30～12:30 乳幼児と保護者が対象
- セ ふれあい会（お花見）
4月開催 65歳以上が対象
- ソ 緑こどもまつり
6月開催
- タ 南港ポートタウンまつり
7月開催
- チ 子ども山車パレード
7月開催
- ツ ラジオ体操
8月開催 小学生と保護者が対象
- テ 盆踊り大会
8月開催
- ト 敬老の集い
9月実施 65歳以上が対象
- ナ 避難体験・映画会
9月開催 小学生と保護者が対象
- ニ 防災訓練
11月開催
- ヌ オータムフェスタ
11月開催
- ネ クリスマス会
12月開催 65歳以上が対象
- ノ もちつき大会
12月開催
- ハ ディスコン大会
2月開催

(4) 地域の主な課題と今後の取組み

ア 町会未加入の高齢者の把握

(ア) 課題

住棟ごとにある自治会の組織率や町会への加入率が低下しており、特にUR（賃貸住宅）はこれらの組織がないため、高齢者や問題を抱えている方へのアプローチが困難となっていま

す。また、南港地域は集合住宅のみのため住民の交流が希薄化し、情報が伝わりにくく、特に高齢者の孤立化が心配されます。

(イ) 取組み

UR（賃貸住宅）に関しては、町会の組織化は困難であっても、行事などへは個別に参加があるため、参加された方をつうじてネットワークを拡大できるよう地道な活動を継続するとともに、住宅の掲示板を活用し、地域の活動や高齢者に必要な情報を周知するよう取り組みます。

町会においては、掲示板のみならず、エレベーターやダストシュートまわりなどのスペースも活用して情報の周知に努めるとともに、回覧板を一声かけて回すことで、不在により情報が止まることを防ぎ、近隣の様子を把握できる効果も期待できることから、この取組みを全地域に広げられるよう検討します。

また、区社協と地域ネットワーク委員会で取り組んでいるあんしんカプセルについて、既配布者に関して地域で把握している情報を更新したり、新規の配布を積極的に行うなどして、さらに広げていきます。

イ 地域活動の担い手確保のための環境づくり

(ア) 課題

ボランティアは固定化や高齢化の傾向にあり、町会組織がない住棟から参画が得られにくい状況です。また、市営住宅においては母子家庭、障がい者、高齢者等福祉向けの住戸が多く、地域活動を担うマンパワーが豊富とは言えない状況にあります。加えて、団塊の世代と言われる人々は、退職し地域のなかで家に引きこもる傾向にあることも多く、地域活動への参加は低調で、それらの人の持つ技術や能力を活かすことができていないという課題もあります。

地域活動には世代交代が必要であり、若い世代の力を上手く活かして、活動をつないでいく必要があります。

(イ) 取組み

団塊の世代の人々が、地域の行事に参加しやすくなるような仕組みを検討するとともに、様々な方が地域活動やボランティア活動に参加しやすいような環境を整備していきます。特に若い世代の意見を取り入れていくことが大事だと考えており、子ども会や青少年指導員などをつうじて経験を積んだ子育て世代などの比較的若い世代を町会での活動へつなげることができるよう、現在、地域活動協議会に育成会を組織しています。育成会において子ども会の活動をフォローし充実させることで、そこでの経験を活かしながら若い世代が他の地域活動でも活躍してもらい、地域の後継者が育っていくよう取組みを進めていきます。

ウ 災害時に備えての有効な体制づくり

(ア) 課題

集合住宅ばかりで構成されているため、津波の恐れがある際にはほとんどの住民が住宅の高層階への避難を行うこととなり、混乱が予想されますし、地震の際にはドアを開けておかなければ避難が困難となるなどの特色があります。これらに冷静に対応するには体験や訓練が必要です。また、災害時に支援が必要な方がどこに住んでいるかという情報を地域で把握しておく必要もあります。

防災については、まちづくりセンターの支援により地域活動協議会で開催した「地域の未

来像を語り合う懇談会」においても話題にのぼっており、昼間は若い世代が仕事のため地域を離れてしまうため、担い手不足が生じるということも課題となっています。

(イ) 取組み

現在、町会、自治会、連合町会及び近隣の企業による防災訓練を行っていますが、平成27年度からは地域の子どもたちや高齢者も含めた多くの方が実際に参加し体験できるよう取り組みます。昼間の担い手不足に対応するため、中学生を中心とした地域の子どもたちのなかから「子ども防災リーダー」になってもらうことも検討します。また、ある自治会では、地域内での要援護者へのサポート（助け合い）手順をまとめており、今後はこの取組みを参考にして、地域全体の防災対応マニュアルの作成を予定しています。

エ 地域活動協議会の認知度向上と活動の周知

(ア) 課題

前述の懇談会で挙げられた課題のひとつとして、地域活動協議会の存在があまり知られていないということがあります。地域活動協議会は、様々な活動団体がヨコつながりとなって地域活動を推進していくものであり、今後一層活動を活性化し、より多くの人に参加してもらうためにも認知度を高め、活動について広報していく必要があります。

(イ) 取組み

さざんか南港緑協議会として、広報紙を作成し、定期的な広報を行うことで、認知度の向上と活動の周知をめざします。

11 花の町

(1) 地域の範囲

南港北1～3丁目、南港中5・6・8丁目

(2) 地域の特徴

区西部の南港ポータタウン内北部に位置し、南港のなかでは最も広く ATC（アジア太平洋トレードセンター）やインテックス大阪・ホテルなどの商業施設が集合し、観光施設も充実しており、人の往来が盛んな地域。地域内をニュートラムが走っており中ふ頭駅、トレードセンター前駅、コスモスクエア駅と3つの駅が所在しています。また、南港北地域（1～3丁目）にマンション群の建設が見られ、新しいまちが形作られようとしています。

人口は平成22年国勢調査から3%近く増加しており、15歳未満の人口も10%ほど増加しています。高齢化率は区内では低い地域ですが、高齢者人口は19%ほど増加しており、高齢化は進んでいると言えます。

平成22年国勢調査

・総人口	9,402人
・高齢者（65歳以上）	1,626人（17.3%）
・子ども（0～14歳）	1,243人（13.2%）

平成26年3月末住民基本台帳人口

・総人口	9,674人
・高齢者（65歳以上）	1,945人（20.1%）
・子ども（0～14歳）	1,368人（14.1%）

医療機関数（※平成26年9月 医師会、歯科医師会、薬剤師会ホームページ調べ）

・病院	0	・診療所	1	・歯科診療所	4	・保険薬局	1
-----	---	------	---	--------	---	-------	---

公営住宅

・市営	5棟	870戸
-----	----	------

(3) 現在の主な取組み

ア 高齢者の把握

町会において65歳以上の名簿を管理し地域ネットワーク委員会において集約（1,900名程度を把握）

イ 高齢者食事サービス事業

会食

毎月第3土曜日 11:00～13:00 70歳以上が対象（300円、事前予約要）

配食

身体状況等で会食へ来ることができない方 65歳以上が対象

ウ ふれあい喫茶「茶論」

毎月第2木曜日 10:00～12:00

毎月第4土曜日 10:00～13:00

エ すくすく赤ちゃん広場（子育て支援）

毎月第2火曜日 10:30～12:00 7か月までの乳児と保護者が対象

オ すくすく広場（子育て支援）

毎月第3木曜日 10:30～12:00 3歳位までの幼児と保護者が対象

カ こどもひろば（子育て支援）

毎月第4火曜日 10:30～12:30 乳幼児と保護者が対象

- キ おもちゃ病院
毎月第3土曜日 13:00～16:00
- ク グラウンドゴルフ
毎週月～土曜日 8:30～10:30 60歳以上が対象
- ケ 健康体操（介護予防）
毎週火曜日 9:45～12:20
- コ 体操教室
毎月第3水曜日 12:30～ 60歳以上が対象
- サ 防災訓練
6月第1日曜日実施
- シ 南港ポートタウンまつり
7月開催
- ス ラジオ体操
7・8月実施
- セ 夏祭り
8月開催
- ソ 町明け地域清掃「ひまわり会」
8月実施
- タ PTA ウォークラリー
10月開催 小学生が対象
- チ 映画とカレーライス
11月開催 小学生が対象
- ツ 中学生餅つき大会
12月開催 中学生が対象
- テ 歳末夜警
12月実施
- ト グラウンドゴルフと豚汁
1月開催 小学生が対象
- ナ 青色パトロール
土日祝以外の通年 朝・夕随時実施
- ニ 敬老祝賀会
2年ごとに開催 65歳以上が対象
- ヌ グラウンドゴルフ大会
年2回 地域社協開催
- ネ 広報
年4回広報紙を発行

(4) 地域の主な課題と今後の取組み

ア 町会未加入の高齢者の把握

(ア) 課題

地域ネットワーク委員会において毎年4月に町会単位で確認した65歳以上の状況を集約し把握していますが、南港北地域には新しいマンションが建設されており、町会が未組織で

あったり、加入者が少なく状況把握が困難であるなどの課題が生じています。

(イ) 取組み

喫茶などの活動や、広報紙（連合町会として年2回、社会福祉協議会として年2回の計4回発行）をつうじて南港北地域へも情報発信を行うとともに、民生委員をつうじての情報や行事への参加者とのコミュニケーションなどによりつながりを広げるよう取り組みます。

イ 高齢者見守り活動の促進

(ア) 課題

閉じこもり傾向にある方をどう支援に結びつけるか、また認知症の高齢者を地域でどのように見守るかが課題となっています。

(イ) 取組み

地域包括支援センターやランチと連携しながら、積極的な広報や参加者間のネットワークにより食事サービス、ふれあい喫茶、講座、教室などの地域活動への参加を促し、見守り活動に結びつけるよう取り組みます。

ウ 地域活動の担い手の発掘

(ア) 課題

様々な地域活動においてボランティアの方に活躍いただいておりますが、今後も活動をつないでいくために、より多くの若い世代の担い手に参加してもらう必要があります。

(イ) 取組み

現在行っているポスターでのボランティア募集を継続しながら、新しい担い手となるような若い世代に参加してもらうために、PTAや女性部へのアプローチに取り組みます。

エ 防災意識の向上

(ア) 課題

近年の大きな災害により、日常からの災害に対する備えが重要と言われておりますが、地域においては、災害時の避難困難者の救助意識などが希薄であることから、常日頃より防災意識を高めるとともに、備蓄なども確認していくことが大切です。

(イ) 取組み

さざんか花の町協議会などで意見交換をし、各町会長からも防災に関する啓発を行うとともに、意識向上へ向けて広報活動を行い、住民間においても互いに意識を高めあえるよう取り組んでいきます。

12 海の町

(1) 地域の範囲

南港中3・7丁目

(2) 地域の特徴

区の西部に位置する南港ポートタウン内の西南部に位置し、緑が多く、小川が流れ、静かな住環境の地域です。北部をニュートラムが走り、ポートタウン西駅があります。コンテナターミナルや物流倉庫なども多く、物流の拠点となっています。UR 団地と分譲マンションが中心の地域です。

人口は平成 22 年国勢調査時から 5.5%ほど減少していますが、高齢者人口は 30%ほど増加しており、顕著な高齢化が見られます。

平成 22 年国勢調査

・総人口	5,547 人
・高齢者（65 歳以上）	1,023 人（18.4%）
・こども（0～14 歳）	478 人（8.6%）

平成 26 年 3 月末住民基本台帳人口

・総人口	5,238 人
・高齢者（65 歳以上）	1,333 人（25.4%）
・こども（0～14 歳）	429 人（8.2%）

医療機関数（※平成 26 年 9 月 医師会、歯科医師会、薬剤師会ホームページ調べ）

・病院	0	・診療所	2	・歯科診療所	1	・保険薬局	0
-----	---	------	---	--------	---	-------	---

公営住宅

・なし

(3) 現在の主な取組み

ア 高齢者の把握

町会ごとの 65 歳以上の名簿を地域ネットワーク委員会で管理

イ 緊急連絡カード

2 通りの使用方法（登録して緊急時のみ使用／本人がカードに記入して携帯）
さきしま地域包括支援センターと協力

ウ 高齢者食事サービス事業

会食

毎月第 3 木曜日 11:30～13:00 65 歳以上が対象（200 円、1 週間前までに事前予約要）

エ ふれあい喫茶

毎月最終土曜日 10:30～12:00

オ 子育てサークル「海の子クラブ」

毎月第 3 火曜日 10:30～12:00 乳幼児と保護者、妊婦が対象

カ こどもひろば（子育て支援）

毎月第 4 火曜日 10:30～12:00 乳幼児と保護者が対象

キ 親寿会

60 歳以上が対象（月会費 250 円）

ク グラウンドゴルフ

毎週月・水・金曜日 9:00～10:30（月参加費 200 円）

ケ 「見て・歩く会」

毎月第 4 火曜日

- コ うぐいす会（カラオケ）
毎週金曜日 13:00～15:00（月参加費 200 円）
- サ くすのき会（書道部）
毎週木曜日 13:00～15:00
- シ 体操教室（介護予防）
毎週火曜日 13:30～15:30
- ス お花見
4 月開催
- セ 南港ポートタウン祭り
7 月開催
- ソ 体験教室 カラーコーディネート
7・8 月開催 女性が対象
- タ こども農園収穫
10 月開催
小学生と保護者が対象
- チ 秋まつり
10 月開催
- ツ 親子ボーリング大会
小学生と保護者が対象
- テ 避難・防災訓練
11 月実施
海の町地域住民、アスール保育園、南港渚小学校 5・6 年生、南港南中学校、自衛隊が参加
- ト クリスマス会
12 月開催
- ナ もちつき大会
12 月開催
- ニ 歳末夜警
12 月実施

(4) 地域の主な課題と今後の取組み

ア 地域における安全、防犯体制の強化

(ア) 課題

夜間巡視などの地域活動は行っていますが、実際トラブルに遭遇した場合、住民のみでの対応では危険で困難な場合が多く課題となっています。

また、認知症高齢者の行方不明などが社会問題となっており、海の町においても夜間に独りで出歩いている高齢者が話題になる例も出てきました。街頭犯罪などに加えこれらにも対応できるよう地域における安全、防犯のあり方を考える必要があります。

(イ) 取組み

地域担当の交番と協力関係の構築を図り、夜間巡視などにおいて連携体制を整えていきます。

また、地域における安全は最重要課題と認識しているので、他の行事や活動のあり方を見直すことにより財源を捻出し、青色防犯パトロールの導入と同パトロールの高齢者等の見守

りへの活用も検討していきます。

イ 高齢者等の急病や事故など緊急時への対応

(7) 課題

認知症や単身の高齢者が増加しており、緊急時に有用な家族の連絡先等の情報を得やすくする必要が高まっています。海の町地域でも高齢化が進んでいるため、地域としての対策が必要と考えられます。

(イ) 取組み

海の町地域では、区社協とともに「あんしんカプセル」の普及にあたり、毎年地域役員などにはきちんと説明し利用者を増やすよう取り組んでいます。これに加えて地域独自に、さきしま地域包括支援センターと協力して「緊急連絡カード」の取組みを始めました。

これは、対象者本人による登録により、地域包括支援センターや地域において緊急連絡先を把握し、不測の事態に備える取組みです。また登録しなくても本人がカードに自ら記入し、持ち歩くことにより、緊急連絡先などを第三者に示すことができます。なお、このカードは年齢制限がなく全住民が対象であるため、高齢者だけでなく、障がいのある方や児童などにも有効です。

今後は、より多くの人にカードを利用してもらえるよう地域包括支援センターと協力しながら広報を行っていきます。

ウ 新たな地域活動の担い手確保のための環境づくり

(7) 課題

常時一般ボランティアを募集しているため、新しいボランティアの方にも活動をしていただいています。担い手の高齢化が生じており、課題となっています。また、気軽に活動でき、やる気を持てるような仕組みが必要です。

(イ) 取組み

活動に入りやすい環境整備や一人ひとりに負担を掛けない工夫をしていくことで、活動のすそ野を広げていけるよう取り組みます。

また、これまでの無償のボランティアでは継続や広がりを保つことが困難になってきているため、行政や区社協などの後押し、アドバイスを求めながら、有償ボランティアの導入を検討します。

エ 地域行事の活性化

(7) 課題

南港ポートタウン地域は、全てが集合住宅から構成されており、他の地域とは違う特色があります。集合住宅では、同じ住棟での関わりが重要となるため、管理組合や自治会の存在が大きくなり、町会の認知が低い傾向が見られます。

地域活動協議会と地区社協で2箇月に1回の広報紙を町会の加入未加入に関係なく地域の全戸に配布し、より多くの方に行事や活動に参加してもらい、また町会へも加入してもらおうと取り組んでいます。食事サービスなどの行事に参加する方は住民のごく一部であり、福祉会館の存在すら知らない方が多いのが現状です。

真に必要なサービスを、それを必要とする方に届けるには、地域におけるきめ細かい状況把握と各単位町会と連合町会や地域活動協議会との役割分担による効果的な地域運営が必

要です。

(イ) 取組み

地域の運営は、町会単位で実施することが基本ですので、今後、町会を活性化するとともに、UR 賃貸住宅においては町会加入率の向上に向けて取り組んでいきます。

現状では、食事サービスなどは地域全体で実施し、餅つきなどの行事は町会・自治会単位で行うような状況にありますが、これを見直し、食事サービスなどの生活に密着した活動は、町会による各世帯の状況把握をもとに町会単位で各住棟の集会所などを活用して実施し、それを地域活動協議会が支える形へ変えていきたいと考えており、一方、餅つきなど地域全体で行うべき大きな行事については地域活動協議会、連合町会で行うよう検討していきます。

このことにより、今必要性が言われている、支援を必要とする高齢者等の把握がきめ細かくできるようになるとともに、餅つきなどの行事はより多くの人に参加できる活気のあるものになると考えています。

オ 集合住宅のエレベーターが止まらない階に居住する高齢者の支援

(ア) 課題

南港地域にはエレベーター不停止階（スキップフロア）のある集合住宅がたくさんあります。そのような住宅においては、車いすでの移動が困難で外出に支障があるとともに、送迎や移動の介助のサービス提供を受けようとしても受け入れ事業者が限られています。

(イ) 取組み

バリアフリー化がなされていない住宅にお住まいの方に対し、地域包括支援センターと協力して介助サービスの案内や事業者に関する情報提供を行うなどニーズを見極めながら見守りを行っていきます。

13 太陽の町

(1) 地域の範囲

南港中4丁目、南港東6～9丁目

(2) 地域の特徴

区の西部に位置する南港ポートタウン内の東部に位置し、野球場やテニスコート、バーベキューなどが出来る南港中央公園があり、アウトドアが身近に感じられる地域です。ニュートラムとも隣接しており、ポートタウン東・西の両駅が利用可能です。コンテナ埠頭やコンテナターミナル、物流倉庫などが多く物流の拠点ともなっています。UR団地と分譲マンションによって住宅地が形成されています。

平成22年の国勢調査時から6.5%程度の人口減少が見られ、15歳未満は9%、生産年齢人口は14%ほど減少し、高齢者人口は33%近い増加があり、少子高齢化の進展が顕著です。

平成22年国勢調査

・総人口 6,139人
・高齢者(65歳以上) 1,061人(17.3%)
・こども(0～14歳) 642人(10.5%)

平成26年3月末住民基本台帳人口

・総人口 5,736人
・高齢者(65歳以上) 1,408人(24.5%)
・こども(0～14歳) 584人(10.2%)

医療機関数

(※平成26年9月 医師会、歯科医師会、薬剤師会ホームページ調べ)

・病院 0 ・診療所 1 ・歯科診療所 1 ・保険薬局 1

公営住宅

・なし

(3) 現在の主な取組み

ア 高齢者の把握

地域ネットワーク委員会で65歳以上の名簿作成
状況により分類し、要支援マップとして活用(約1,000名分)

イ 認知症の方への対応

さきしま地域包括支援センター、南港北ランチと協力しながら認知症サポート医*とも連携

ウ 絵手紙

夏と正月に送付 単身の高齢者が対象

エ メールによる安否確認

2日に1回実施

オ ふれあい食事サービス(会食)

毎月第1土曜日 12:00～13:00 65歳以上が対象(250円、事前登録要)

カ ふれあい喫茶「燦」

毎月第3土曜日と月1回水曜日 10:00～12:00 概ね60歳以上が対象(100円)

キ お達者クラブ

毎月第1・3水曜日 14:00～15:00 60歳以上が対象

ク グラウンドゴルフ

毎週月～土曜日 9:00～11:00 65歳以上が対象(参加費等は問合せが必要)

- ケ ゲートボール
毎週月～土曜日 9:00～11:00 65歳以上が対象（月参加費 300円）
- コ カラオケ
毎週月・土曜日 13:00～15:00 65歳以上が対象（参加費等は問合せが必要）
- サ 大正琴
毎週木曜日 13:00～16:00 65歳以上が対象（参加費等は問合せが必要）
- シ 麻雀
毎週金曜日 13:00～16:00 65歳以上が対象（参加費等は問合せが必要）
- ス こどもひろば（子育て支援）
毎月第4火曜日 10:30～12:00 乳幼児と保護者が対象
- セ のびのびサークル（子育て支援）
毎月第3火曜日 10:30～12:00 乳幼児と保護者が対象
- ソ 花見会
4月開催 65歳以上が対象（老人会）
- タ 親子バーベキュー大会
5月開催 小学生が対象
- チ 夏休み映画大会&天体観測
7月開催 小学生が対象
- ツ 南港ポートタウン祭り
7月開催
- テ ラジオ体操
7・8月開催
- ト 納涼大会
8月開催
- ナ こどもみこし
8月開催 小・中学生が対象
- ニ 町明け地域清掃「ひまわり会」
8月実施
- ヌ 敬老の日の集い
9月開催 敬老の日 65歳以上が対象
- ネ グラウンドゴルフ大会
11月第1日曜日開催 全住民が対象 世代間交流
- ノ 防災訓練
11月実施
- ハ 歳末夜警
12月実施
- ヒ 男性料理教室
1月開催 地区社協とボランティアの交流
- フ 子ども料理教室&天体観測
1～2月開催 小学生が対象
- ヘ いちご狩り
3月開催 小学生が対象

- ホ 卒業旅行
3月開催 小学生が対象
- マ 広報紙
年6回 全戸配布 3,000部
- ミ ホームページによる地域活動紹介（随時更新）

(4) 地域の主な課題と今後の取組み

ア 町会未加入の高齢者の把握

(ア) 課題

高齢者のみの世帯や認知症の方、障がいのある方や生活保護受給者、外国籍の方の増加などにより、ますます地域において支援を要する方を把握しておく必要がありますが、町会の加入率が低い住棟があり、全てを把握することは困難となっています。また、町会加入率の問題に関しては、地域や区における行事、活動などの情報が届かないということにもつながっています。

(イ) 取組み

町会によっては、管理組合と話をし入居時にカギ渡しと同時に町会の資料や入会申込書を渡すよう取り組んでいるところもあるため、今後はこれを継続し、可能な限り広げていくよう検討します。

また地域活動を知ってもらい参加を促すために、年6回の広報紙（社協だより）を全戸配布していますが、今後はそれに加え、お祭りなどの誰でも参加できる行事において配布するチラシ（プログラム等）に町会加入の申込書をつけておくなどの工夫をし、町会加入を呼びかけていきます。

イ 認知症の方など支援を要する方への見守り

(イ) 課題

高齢化に伴い、認知症の方の増加や徘徊などの問題が生じており、特に単身であったり、昼間は家族が仕事に出かけているなどでいわゆる昼間独居の方などに対する地域における見守り体制の整備が課題となっています。

(イ) 取組み

高齢者への絵手紙や各種案内を郵送ではなく1階の集合ポストにポスティングすることによって、ポストの堆積物などから異常の有無を確認し安否確認を行っています。また、希望者に対してメールを配信し、返信の有無で安否確認を行っています。また、町会費の徴収時の訪問も見守りの機会であると考えています。

今後はこれらの取組みを継続しながら、あらゆる機会で見守りができるように努めることで、地域ネットワーク委員会で作成している要支援者を世帯類型や状態ごとに色分けした「要支援マップ」を充実していき、支援が必要な方の把握に努めるとともに、特に認知症による徘徊などの問題のある方についてさきしま地域包括支援センターや南港北ランチと協力関係を深めながら、地域で必要最小限の情報を共有することにより、声掛けや見守りを行いサポートしていきます。

ウ 地域活動の担い手確保のための環境づくり

(ア) 課題

現在、太陽の町では民生委員と有志のボランティアが地域ネットワーク委員として熱心に見守り活動を行うなど、多くの方が地域活動に参加していただいています。より幅広い世代の参加により、地域活動をつないでいくことが大切です。

太陽の町では一時期無くなっていた子ども会が復活した経緯もあり、徐々に若い人も地域活動に参加していただけるようになっていますが、今後一層若い世代にも活躍していただく必要があります。

(イ) 取組み

年6回発行している広報紙やホームページを活用し地区社協や地域ネットワーク委員会の活動などを情報発信するとともに、PTA や子ども会の活動をされている方のなかから他の地域活動へも入ってもらえるよう、また子育て支援の利用者として活動に参加していたお母さんたちが、現在はPTA で活動している例も多いことから、様々な入口で地域活動に参加してもらえるように、行事などをつうじてつながりを保ちつつ、活動しやすい環境づくりに取り組めます。また、町会への加入を促進するとともに、入会時だけでなく、その後のフォローによって行事や活動への参加を促すよう取り組めます。

14 清江

(1) 地域の範囲

浜口西3丁目、御崎5・6丁目、南加賀屋2丁目

(2) 地域の特徴

区の東部、地下鉄四つ橋線の住之江公園駅の南東に位置し、平成12年4月に清江小学校が開校された新しい地域です。小学校の運動場は芝生化されており、維持管理や芝生作りは、地域住民や子どもたち、保護者が一緒に作業する交流の機会にもなっています。また、地域内には住之江区子ども・子育てプラザがあり、子どもたちや子育て中の方々の集いの場となっています。

平成22年国勢調査時から人口は2%ほど減少しています。区内で唯一高齢化率が20%未満と推定される地域ですが、この間の高齢者人口の増加は9%ほど、75歳以上も19%近く増加しており、注視する必要があります。

平成22年国勢調査

・総人口	5,582人
・高齢者(65歳以上)	987人(17.7%)
・子ども(0~14歳)	799人(14.3%)

平成26年3月末住民基本台帳人口

・総人口	5,468人
・高齢者(65歳以上)	1,077人(19.7%)
・子ども(0~14歳)	795人(14.5%)

医療機関数

(※平成26年9月 医師会、歯科医師会、薬剤師会ホームページ調べ)

・病院	1	・診療所	4	・歯科診療所	5	・保険薬局	4
-----	---	------	---	--------	---	-------	---

公営住宅

・市営	2棟	209戸
-----	----	------

(3) 現在の主な取組み

ア 高齢者の把握

町会ごとに名簿を管理

イ 高齢者食事サービス事業

会食

毎月1回第1・2・3土・日曜日を中心に年10回 65歳以上(ひとり暮らし・高齢者のみ世帯等)が対象

ウ ふれあい喫茶「清江ふれあい喫茶」

毎月第3日曜日 9:00~11:00

エ 清江子育てサークル

毎月第1土曜日 10:30~11:30 未就学児童と保護者が対象

オ はぐくみネット活動(小学校区教育協議会)

清江田の取組み

七夕の飾りつけ

オーバーシード

芝生でランチ

お芋ほり

作品展

お餅つき

- お茶席体験
- 合同清掃
- カルタ大会
- 音楽会
- カ 水鉄砲大会
 - 7月開催 小学生と保護者が対象
- キ サマーキャンプ
 - 7月開催 小学生が対象
- ク 清江まつり
 - 9～10月開催
- ケ 清江秋のコンサート
 - 10月開催
- コ 清江ハロウィン
 - 10月開催
- サ 防災訓練
 - 11月実施
- シ 清江冬の肝だめし
 - 12月開催 小・中学生と保護者が対象
- ス 清江卒業生地域交流会
 - 3月開催

(4) 地域の主な課題と今後の取組み

ア 子どもが健全に育つ環境づくり

(ア) 課題

少子高齢化が言われるなか、子育てしやすく、子どもが健全に育成されるまちづくりが大切となっています。この地域で子育て出来て良かった、この地域で育ててよかった、と感じてもらえるような取組みを進めていく必要があります。

まちづくりセンターの支援により地域活動協議会で開催した「地域の未来像を語り合う懇談会」においても、子どもに関する課題や世代間交流などのつながりづくり、子どもらの保護者など若者や新しい住民層の巻き込みなどが課題として出されており、子ども・子育てに関する環境づくりには、より広い視野で取り組んでいく必要があります。

(イ) 取組み

清江地域では清江小学校の校庭芝生化に学校とともに取り組み、現在も地域ぐるみで維持管理を行っており、多くの人手が必要ですが、芝生を中心として、地域と子どもたち、学校とのコミュニケーションが取れる機会となっており、清江地域の象徴として今後も継続して取り組んでいきます。

また12月には冬の肝だめしを実施していますが、小学生を対象とし、中学生をお化け役とすることで子ども同士の世代間交流と循環を、小学3年生以下は保護者同伴とすることで、保護者のなかから地域活動への参加者を募るなど、単なるイベントに終わらないような仕掛けを試みています。

加えて、前述の懇談会から具体化した取組みとして、ごみ拾いをゲーム化、イベント化した「ゴミリンピック」の開催による交流や、中学生などを主体にした実行委員会形式による

「こどもカフェ」実施によるつながりづくり、世代間交流について、取組みを開始することとし、これらの取組みなどを通じ、地域全体で子どもたちを育てて行けるような環境づくりをめざしていきます。

イ 高齢者の把握と見守りなどの支援

(ア) 課題

高齢化に伴い、認知症高齢者が増加しており、単身生活の方も増えているため、地域において見守りと支援を行う必要性が高まっています。また、支援を必要とする方へ行政情報や地域活動に関する情報をきちんと伝えることも大切です。

現在、町会ごとに高齢者の名簿を整備していますが、町会未加入世帯が多い地域もあり、各地域でばらつきがある状況です。

(イ) 取組み

町会への加入については、災害時の地域による各種支援などメリットを打ち出しながら、促進していくよう検討します。

町会加入者に対しては回覧板での情報伝達を行っていますが、回覧が滞留したり、きちんと確認せずに回してしまうなどの例もあるため、特に重要な情報については印刷して各戸に配布しています。今後は、これを継続するとともに、掲示板も活用し、必要な情報をきちんと周知するよう取り組みます。

支援を必要とする高齢者の把握について各町会にも必要性を伝えながら、日常生活や災害時など、どなたがどのような支援を必要とするかを把握できるよう取組みを検討していきます。

ウ 地域活動の担い手確保のための環境づくり

(ア) 課題

現在の地域活動の担い手は、長年にわたって活動している方も多く経験豊かですが、若い世代の参画を得て新しい感覚の意見を取り入れながら、幅広い世代によって支えられる層の厚い活動にしていく必要があります。清江地域は子育て世代が多く、地域としても高齢化に伴う問題とともに、子育てに関する課題に力を入れる必要があると考えていることから、若い世代の力はこれからますます必要になってきます。

(イ) 取組み

若い世代の地域活動への入口のひとつとしてPTA活動を重視し、そこから他の地域活動へも参加してもらえるよう取り組みます。幸い清江地域では、若い世代が多いこともあり、PTA活動の担い手はきちんと生まれており、その後は子ども会活動に従事したり、他の地域活動へ移ったりという動きができています。PTAのOBとして他の行事へ参画してもらえる例もあります。これらの良い循環を保てるようPTAの活動について地域として支援していくとともに、オープンで参加しやすい雰囲気を作り出すことで若い人たちがやる気を持てるような環境づくりに取り組んでいきます。

エ 災害時の連絡体制づくり

(ア) 課題

平成25年9月、台風18号の影響により大和川が危険水域に達したことによる避難勧告をきっかけに、地域において災害時にきちんと機能するような連絡体制を確立しておくことが

課題として認識されるようになりました。

(イ) 取組み

災害時等の連絡体制を確立すべく、各町会や各種団体を網羅した携帯メールでの連絡網を整備しました。それぞれの会長等がメールを利用していない場合は副会長等へメール配信するなど、各組織のなかにきちんと情報が回るように工夫をして連絡網を整備したことにより、一斉に、確実に連絡を行うことができるようになりました。今後は災害時等、緊急時にきちんと地域のなかに情報が伝達できるような体制を維持するとともに、さらなる工夫を重ねていきます。

第2 住之江区の課題と取組み

1 区全体の課題

(1) 高齢者支援に関する課題

平成22(2010)年の国勢調査では住之江区の高齢者人口(65歳以上)は28,911人で、うち後期高齢者と言われる75歳以上は12,546人、高齢化率は22.9%(※年齢不詳分を按分した数値)、後期高齢者の割合は9.9%でしたが、平成25年度末の住民基本台帳人口では、高齢者人口は32,776人、高齢化率26.1%、後期高齢者人口は14,527人、後期高齢化率11.6%となっています。大阪市全体の数値と比べると、高齢化率では2%近く上回っており、高齢化の進展が早いスピードで進んでいることがわかります。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計値から平成37(2025)年の住之江区の高齢化の状況を見てみると、高齢者人口は38,343人で高齢化率33.4%、後期高齢者人口は23,327人、後期高齢化率20.3%となると想定されます。同じ推計値から大阪市の状況を見ると、高齢化率28.4%、後期高齢化率17.6%であることから、市内でもより高齢化が進展することが予想され、高齢化をめぐる高齢者への支援については、住之江区における大きな課題であると言えます。

ア 支援を必要とする高齢者の把握と見守り

外出機会が減り家庭内に「閉じこもり」となっている高齢者や、認知症の高齢者をいかにして必要な支援へ結びつけるかなど支援を必要とする高齢者の把握と見守りなどの支援のあり方については、高齢化の進展に伴って大きな課題となっています。とくに大阪市は一人暮らしの高齢者の割合が他の政令指定都市や東京都区部などと比べて大きく、平成22年の国勢調査によれば、高齢者のいる世帯のなかに占める一人暮らし高齢者の割合は41.1%となっており、東京都区部の36.5%、政令指定都市のなかで2番目の神戸市の34.7%を大きく上回っており、全国平均の24.8%と比べればさらに大きな差があります。ここから、大阪市においては孤立した状態にある高齢者が多数存在している可能性があるかと推測され、同じ調査時の数値で37.2%であった住之江区でも同様に対策が必要です。

また近年、いわゆる「ごみ屋敷」の問題で社会的に認知されるようになってきた、自分で飲食や体調管理、最低限の衛生状態の保持、金銭の管理などの行為をしない、あるいはできないために、安全や健康が脅かされる「セルフネグレクト」状態の人々もいます。

支援を必要とする生活状態にありながらも、適切な支援を受けられない状態が長期化することは、問題をより大きく深刻なものとし、場合によっては孤立死などの痛ましい結果につながることも考えられます。また、支援・援護を必要とする方にとって、災害時には特に、普段の地域との関わりや地域からの見守りの目があるかどうか避難行動をとるにあたり非常に重要となるため、地域における把握と協力体制を整えておく必要があります。

区内の各地域においては、町会や自治会からの情報をもとに地域活動協議会において高齢者の名簿を作成するなど、状況把握に取り組んでいますが、町会未加入者に関して情報が得られないことから、町会加入促進も含めた広報などにも力を入れています。

実際の見守りにあたって、従前の大阪市における「地域支援システム※」(第2-1-(6)参照)においては、各地域の町会や各種団体の長などから構成される地域ネットワーク委員会がその役割を担ってきました。しかし、現在の実情としては、地域ネットワーク委員会において定期的に会議を実施し、情報交換などの上で友愛訪問や見守りなどにつなげている地域や、定

期の会議はなく、地域ネットワーク推進員を中心に活動している地域、委員会を設置せず町会を中心に老人会などと協力して実施している地域など、地域事情により様々です。

どのような体制で見守りの機能を担っていくかは地域事情によりますが、地域において支援を必要とする方を把握し、人と人とのつながりをつくり、保ちながら見守りをおこなっていくことが大切であると考えられます。

イ 地域包括ケアシステムの構築と在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される包括的かつ継続的なサービス体制をめざすという「地域包括ケア」の考え方のもと、こうした体制を支える地域の中核機関として平成18年度から地域包括支援センターが設置され、地域における高齢者の相談に応じながら、関係機関や地域団体との連携など取組みを進めてきました。

しかしながら、さらなる高齢化の進展に伴い、単身の高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加し、さらに今後、都市部においては、急速に後期高齢者人口（75歳以上）が増えることが予測されています。平成27年度からの介護保険制度の改正においては、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を目途に、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が謳われ、ますます地域包括支援センターの重要性が増すとともに、関係機関の連携が必要になります。

また、後期高齢者の増加は、医療処置を必要とする高齢者の増加や認知症高齢者の増加にもつながります。医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくためには、居宅等において提供される訪問診療等の医療（在宅医療）の提供が不可欠です。医師会等との協働により、医師に加え、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ関係職種等多くの職種の協力を得て、介護関係職種を加えた多職種による真に包括的なケアのための協働・連携の体制を整えることが必要となります。

平成27年度から施行される介護保険制度の改正により、介護保険のいわゆる予防給付（要支援1・2の方が対象）の一部が地域支援事業に移行し、市町村事業となります。これまで保険給付で実施されていた生活支援サービスにNPO、民間企業など多様な主体が参画できるようになるとともに、ボランティアなど地域の力によって支える必要が出てきます。地域包括ケアシステムの構築においては、このように地域において互助という形で人と人とのつながりを大切にしながら、高齢者を支える仕組みもまた重要です。これまでに培われた地域での福祉活動を、さらに広げるためには新しい人材の確保や、これまで福祉とは別の地域活動を担ってきた方の参加など、人材育成の取組みが求められます。また、比較的元気な高齢者が、ある程度支援を必要とする高齢者を支えるという視点も必要になってきます。

ウ 認知症高齢者の支援の充実へ向けたしくみづくり

平成24年8月に厚生労働省が公表した全国の認知症高齢者数の推計によれば、平成24年の推計値は305万人となり、平成15年時点の推計値では平成14年の認知症高齢者は149万人であったため、この10年間で倍増していることとなります。なお、今後の見込みでは平成37年にはさらに1.5倍の470万人まで増加すると推計されています。

大阪市においても認知症の高齢者は増加傾向にあり、平成21年11月末から平成26年11月末の5年間で30.7%増加して63,145人となっています。また、そのうち在宅の方は同5年間で36.5%増加して36,647人にのぼっています。住之江区の在宅認知症高齢者についてもこの

5年間で31.8%増の1,310人となっており、同じく大きく増加しています。(ここでの認知症高齢者については、「何らかの介護・支援を必要とする認知症がある高齢者」とされる「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人としています。また、この推計は医学的に認知症と診断されたものではなく、要介護認定における認定調査結果を基に推計したもので、要介護認定を受けていない人は含まれていません。)

認知症高齢者に対するケアについてはより細やかな対応が求められ、専門性も必要であるため、医療関係者、介護・福祉関係者の共通理解や連携・協力、顔の見えるネットワークづくりが必要と考えられます。

エ 高齢者などで移動に制約がある方への支援

住之江区内では、高齢や障がい等で移動に制約があって、一定の距離を歩行するのが困難な方にとって、一部の地域において公共交通機関の利用が難しくなっており(いわゆる交通空白地)、通院等に不便が生じています。また、現在住んでいる地域で日常の買い物をしたり、生活に必要なサービスを受けたりするのに困難を感じるいわゆる買い物弱者(難民)が発生しており、地域において高齢者等が、身近に買い物をすることができるよう移動販売などの買い物難民対策も検討する必要があります。

オ 高齢者虐待の防止

住之江区役所における高齢者虐待相談件数は平成20年度の22件から25年度は47件と増加しています。

高齢者虐待とは、高齢者が他者からの不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれることをいい、殴る、身体を縛りつけるといった「身体的虐待」だけではなく、性的な行為を強要したり、本人の前でわいせつな言葉を発したりする「性的虐待」や、言葉で脅したり、侮辱したりする「心理的虐待」、食事を与えない、入浴させない、など世話を放棄する「ネグレクト(放棄・放置)」、勝手に財産を処分したり、生活に必要な金銭を渡さなかったりする「経済的虐待」も、虐待行為にあたります。

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報努力義務が規定されています。虐待の背景には、認知症などがあり介護者が本人の変化についていけず介護疲れによる過度のストレスがあったり、近隣との付き合いが少なく社会的孤立があったりするなど様々な要因が考えられます。介護者にそのつもりがなくても結果的に虐待を行ってしまっている場合が少なくありません。「虐待」と明確に言えないまでも「不適切なケア」にあたる段階で虐待の芽を摘み、虐待を予防することが重要です。

また、虐待対応とは、虐待者を罰したり、高齢者本人と虐待者を分離することが目的ではありません。事態の原因を探り、その原因を取り除く支援を展開する対応のことをいいます。虐待が生じている家族は、様々な問題を抱え、複合化してしまっている場合も少なくありません。そのため、一機関、一職員だけで対応することは大きなリスクを伴います。したがって、虐待事案については、複数の機関、複数の職種で多方面からアプローチし、顔の見える関係を築き、つながりをつくりながら解決を図っていく視点が重要です。

カ いわゆる「ごみ屋敷」の適正化

近年、家屋や敷地内にごみ等を溜めこみ、悪臭や害虫を発生させるなど、近隣の住民の生活環境に大きな影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」が社会問題化しています。この問題は前述

したように、自分で飲食や体調、金銭の管理などの行為をしない、あるいはできない「セルフネグレクト」状態から引き起こされることがあります。

セルフネグレクトは、親族や近隣などからの孤立や、認知症や精神疾患等による認知・判断力の低下、世間体や遠慮等による支援の拒否やサービスの複雑化などによる手続きの難しさ、経済的困窮、引きこもり、大きな災害の影響など様々な要因によって起こると考えられており、比較的高齢者に多いものの、どんな人にも起こりうる問題であるとも言えます。

そういった観点で、堆積されたごみ等の処分を行うだけではいわゆる「ごみ屋敷」問題の根本的な解決には結びつかないことから、「ごみ屋敷」に至った原因や本人の状況を把握した上で、福祉的視点で適切な支援に結びつけることが必要となります。区役所をはじめとする地域の関係機関等が連携して本人へ寄り添った支援を行い、ごみ等の撤去後も、再度「ごみ屋敷」に戻ることをないよう、人と人とのつながりを大切にしながら、地域等による見守り支援を継続していくことが求められます。

(2) 障がいのある方への支援に関する課題

住之江区の平成 20 年度末時点の障がい者手帳交付台帳登録数は、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の順で、5,855 人、956 人、677 人でしたが、平成 25 年度末時点では、6,930 人、1,189 人、1,177 人であり、いずれも増加傾向にあります。

身体障がいの増加については、内部障がいに認定される臓器の範囲が拡大されたことや、高齢化による心臓・腎臓等の機能障がい、肢体不自由の増加が一因と考えられます。精神障がいについては、発達障がい認定されるようになったことも増加の一因と言われています。また、通院の医療費を助成する制度である自立支援医療の受給者も大きく増加しています。

障がいのある方への支援については、障がいの種別や程度により様々ですが、地域における生活を支えるためには何が必要であるかを、様々な主体が顔の見える関係性のなかで、つながりを大切にしながら、協働して考えていく必要があります。

ア 障がいのある方の地域生活支援の充実へ向けたしくみづくり

障がいのある方が、生き生きと普通に生活できる地域をつくるため、行政や住之江区障がい者相談支援センターなどの専門機関、区社協、当事者などの間で課題等の情報を共有し、解決に向かって協働していくことが必要です。

当事者が抱える様々なニーズに対応していくためには、保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野・多職種による多様な支援が必要であり、官と民が協働し、顔の見えるネットワークづくりを行っていく必要があります。

具体的な課題としては、障がいのある方にとっての医療や福祉など社会資源の不足が挙げられます。住之江区においては特に南港地域で医療や福祉の社会資源が少ない状況にあり、区内全般的に知的障がいや精神障がいに対応する社会資源が不足している傾向にあります。また、障がいのある方へのケアマネジメントを行う相談支援事業所もまだまだ少ない状況です。

適切な支援を受けながら地域で生活をしていくために、グループホームなどの居住環境の整備が課題となっており、交通やまちづくりのハード面でのバリアフリー化も課題のひとつです。

また、医療機関受診に際して、安心して適切に治療や相談を受けることができるよう、受診機会が保障されている地域をめざす必要があります。

実際の相談支援にあたっては、家族のなかで困難な課題を抱えている事例、例えば、家族のなかに重度の知的障がい者がいたり、子どもと親がそれぞれに障がいがあったり、高齢の親と

障がいのある子の世帯であったりなどという事例においては、支援者側も連携して対応しなければなりません。また、様々な課題を抱えながらもどこへ相談したらいいのかもわからず、支援の入口にたどりつくことができないということのないよう、身近な相談機会を設けることも重要です。

イ 障がい者虐待の防止

全国的に新聞報道などにより、障がい者福祉施設の職員や勤め先の経営者などから暴行を受けたり、賃金が払われなかったりするなど、様々な障がいのある方に対する虐待事件が取り上げられています。また、障がいのある方が暮らす家庭でも、家族・親族・同居人などの養護者による虐待が行われている場合もあります。

虐待の類型は高齢者虐待と同じく「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト（放棄・放置）」「経済的虐待」の5つに分類されます。

このような虐待が発生する背景には、障がいの特性に対する知識や理解の不足、人権に対する意識の欠如、家庭や施設の閉鎖性などがあるといわれています。

平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に基づく住之江区役所での障がい者虐待相談件数は平成24年度が6件、25年度は8件であり、一桁で推移していますが、認知されず表に出てこない事例が存在する恐れもあり、継続した虐待防止への取組みが必要です。

(3) 子ども・子育てに関する課題

1人の女性が一生のうちに産む子どもの数とされる合計特殊出生率は、大阪市・府・全国ともに昭和40年には2.0を上回っていましたが、その後減少の一途をたどっています。近年多少持ち直す傾向も見られますが、依然として低い数値で、平成22年大阪市では1.21、大阪府は1.33、全国では1.39となり、人口置換水準（人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと）と言われる2.07（2010年時点一国立社会保障・人口問題研究所）を大きく下回っています。

住之江区内の子ども（0歳～14歳）の人口を見ると、平成22年の国勢調査時は15,445人で総人口比12.1%（大阪市308,093人、11.6%）でしたが、平成25年度末の住民基本台帳人口では14,466人で総人口比11.5%（大阪市310,700人、11.7%）と減少しており、大阪市の数値を下回る状況となっています。

少子高齢化が進展し、また女性の社会進出が国際的に見て進んでいないと言われるなかで、持続可能で活力ある社会にするために、子育てのしやすい環境を整備する必要があります。

ア 子ども・子育てに関する不安、悩み等の解消、軽減

核家族化などで世帯規模が縮小し、地域のつながりが希薄化するなかで、子育てのノウハウを経験者から次代の親へと伝えることが困難になり、子育てに何らかの不安感や負担感を抱く保護者が増えてきています。

内閣府の平成25年版男女共同参画白書によれば、結婚前に仕事をしていた女性のうち27.7%が結婚後に離職し、出産前に仕事をしていた女性の約6割が出産後に離職しており、結婚や出産、子育てを機に仕事を辞める女性が多いことがわかります。これらの理由で一度離職した人も含め、就業を希望する人が働き続けながら出産や子育てができる環境づくりを一層充実し、こどもを産み、育てる全ての人が多様な生き方や働き方を選択できる社会を実現していく必要があります。

また、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」等に基づく「子ども・子育て支援新制度[※]」が平成 27 年 4 月に本格施行されるため、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育など多様化が予測される区民の子育てニーズに対応するとともに、制度変更による疑問や不安を解消する必要があります。

区保健福祉センターの子育て支援室においては、学校、幼稚園、保育所などと連携・協力し、子どもの心身の発達やしつけ、不登校、児童虐待などさまざまな相談に応じています。しかしながら多くの区民の方々には子育て支援室の取組みが知られていないのが現状です。

現代の子ども・子育ての実情は生活習慣等の変化とともに、世相を反映しながら以前とは変わってきており、例えば、子どもの携帯やスマホ依存や、スマホ等を使用したいじめ、また朝食抜きの食習慣の定着など、以前の子どもを取り巻く環境とは違う問題が出てきており、子育ての難しさも変化してきていると考えられます。

イ 児童虐待の防止

児童虐待は、殴る、蹴る、激しく揺さぶるなどの「身体的虐待」、子どもへの性的行為や性的行為を見せるなどの「性的虐待」、家に閉じ込める、食事を与えない、不潔なままにするなどの「ネグレクト（育児放棄）」、言葉による脅しや無視、きょうだい間での差別的扱いなどの「心理的虐待」という 4 類型で定義されます。

児童虐待に対する区民の関心の高まりや啓発の効果などにより、区役所における虐待相談は、平成 20 年度に 55 件であった相談件数が、平成 25 年度には 355 件と増加しています。また、平成 22 年度には区内で児童虐待による死亡事案が発生しており、重篤な虐待に至る前に未然に防止していくことが重要です。児童虐待は地域のなかでの孤立や育児負担から引き起こされることがあるため保護者も含めた見守りの目が大切になります。

虐待事例に関しては、予防の観点も含めて適切な状況把握による関わりの継続が必要であり、地域住民をはじめとして、行政や学校、幼稚園、保育所、児童委員などの関係機関とともに地域をあげて連携し、人と人とのつながりを大切にしながら見守りや支援をおこなって行くことが重要です。

(4) 低所得者への支援に関する課題

厳しい経済・雇用情勢のなか、所得が低いなどの理由で生活に困窮する世帯が増加しています。厚生労働省の発表では、平成 26 年 9 月時点の全国の生活保護受給者は 1,611,953 世帯、2,164,909 人となっており、保護率（生活保護受給者数／人口）は 1.70%です。

大阪市においては 117,654 世帯、149,149 人、保護率 5.55%、住之江区では 4,878 世帯、6,940 人、保護率は 5.62%で、国の数値を大きく上回っている状況です。平成 20 年のいわゆるリーマンショックに端を発する世界的不況により、急増した稼働年齢層の生活保護受給は、この間の就労支援や適正化の取組みや景気の上昇等により、若干の減少傾向が見られるものの、高齢化社会の進展に伴って高齢世帯は依然として増加を続けており、大阪市全体としては高止まりの状況にあります。

また、全国の福祉事務所に相談を行った方のうち生活保護に至らなかった方は、平成 23 年度の推計値で年間約 40 万人おり、大阪市では、平成 24 年度の推計値で年間約 3 万人弱いると想定されます。

やむを得ず保護受給に至った方へそれぞれの自立へ向けた支援を行うことや、保護の適正化の

取組み等により不正受給などを許さないことはもちろんですが、保護に至る前に、生活困窮世帯からの相談を受け、必要な支援を行う、または必要な支援につなぐことで自立を支援する必要があります。なお、国では、非正規雇用労働者、高校中退者、ニート等のうち経済的に困窮する方についても生活困窮者に含まれ得るとしています。

生活困窮者は、経済的困窮のみならず複合的な課題を抱えて社会的にも孤立していることが多いと考えられます。複合的な課題を抱える生活困窮者に対しては、制度の狭間に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に包括的に支援が行えるような相談支援体制が必要となります。

生活困窮者が身近なところで相談支援を受けられるような相談窓口の整備や、地域の実情に応じた形で関係機関や地域のネットワークとも連携した支援体制の構築することで、生活に困窮している方が抱える課題が複雑化・困難化する前に早期に適切な支援につなぎ、きめ細かな相談支援を行う必要があります。

(5) 高齢者、障がいのある方、子ども・子育てなどの分野を超えた課題

福祉の課題、地域課題については、高齢者のみ、障がいのある方のみというように分野に限らず、複合的であることが多く、また地域にとっては行政的なタテ割りの発想ではなく、ひとつひとつの課題に対する柔軟な対応が求められるため、必要に応じてヨコつながりで対応していくことが求められます。ここでは、タテ軸の分野にヨコぐしを挿す必要があるような課題を見ていきます。

ア 福祉の担い手の確保

福祉関係の職場では全国的に人材不足が言われています。地域における専門的な福祉に携わる最前線であるため、より多くの人材が地域の福祉職場に集まり、それぞれの専門領域をつうじて地域を支え、また地域と協力できるよう人材の確保について検討する必要があります。

イ 虐待を防止するための見守り

虐待は、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待と前述したようにそれぞれに特徴はありますが、共通する点として、介護や育児にストレスを抱え、また地域から孤立した、いわば見えないうちで発生することが多く、把握が難しい面があります。一方でこれは地域のなかで身近に起こり得る問題でもあります。よって地域のなかで、関係機関や個人がつながりを築き、保ちながら、いかに見守りの目を広げ、早期に相談支援体制を整えることができるかが重要です。早期に把握し対応することで重篤化を防ぐことが可能になり、その後の見守りも効果的になります。

(6) 地域福祉を支えるしくみについての課題

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく健康で安心して暮らし続けられる地域社会を実現し、普段の暮らしを幸せにするためには、住民や地域団体、関係機関等と行政とが連携して福祉課題の解決に取り組む地域福祉のしくみをつくっていく必要があります。

かつて大阪市では、市、区、地域を単位とする3層のネットワークにより、援護を必要とする住民を支援する独自の「地域支援システム」を構築し、地域での見守り、課題発見や相談支援、関係機関への連絡調整、事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方の検討、よりよい地域づくりのための取組みの実施及び開発などを行いながら、区レベルの地域支援調整チーム*にお

いて、市レベルへの施策の提言などを行っていました。

これまでの仕組みは全市一律のものでしたが、区や地域によって地域団体や NPO、福祉サービス事業者や福祉施設等の状況は異なっており、認識される福祉課題や現状の事業・活動等も違いがあります。

よって、自律した自治体型の区政運営と自律的な地域運営を実現し、地域福祉を効果的に推進していくにあたっては、「ニア・イズ・ベター^{*}」の観点から、区・地域の実情に応じた独自のしくみづくりをしていく必要があります。

ア 地域レベル

(7) 地域活動協議会の充実と活性化へ向けての支援

地域における自律的な地域活動により課題の解決に取り組むため、地域の多様な主体が結集しヨコつながりで力を合わせて活動を運営するためのプラットフォームとして、区役所から地域へ提案し、平成 24 年度末までに区内 14 地域全てにおいて設立された地域活動協議会ですが、立ち上がってから歴史が浅く、まだまだ今後の発展の余地が大いにあるため、ますます活動を活性化し、また、地域の企業や NPO など新たな担い手の参画を得ながら、いっそう充実したものとなっていく必要があります。

区役所は、地域活動をささえるため、地域活動協議会の充実と活動への支援をおこなっていく必要があります。

(4) 地域の実情に応じたしくみづくりの支援

住民のニーズを把握し、身近なところで相談支援や見守りを行うことで、地域における福祉活動を支えるための組織として、これまで大阪市では、地域ごとの実情の違いがあるにもかかわらず、地区社会福祉協議会や地域ネットワーク委員会などという全市一律のしくみを構築してきました。その結果、それぞれの地域の実情に合わず形骸化している例が多々見られます。したがって、今後はそれぞれの地域において実情に応じた形の地域福祉のしくみをつくっていく必要があります。

イ 区レベル

大阪市の「地域支援システム」のもと各区に設置された「地域支援調整チーム」については、全市一律のしくみであり、「ニア・イズ・ベター」の観点を度外視した地域の実情に合わないものであったため、結果として形骸化し、現在、住之江区においては休止中であるため、実情に即した形で見直す必要があります。また、本プランの策定に伴い、これまで「住之江区アクションプラン」を推進してきた「住之江区地域福祉アクションプラン策定・推進委員会」についても見直す必要があります。

(7) 地域支援調整チームの見直し

A 代表者会議

区の保健福祉全般に関する各種施策の連絡調整等を行うため、平成 17 年に設置されました。区レベルの保健福祉全般の実態把握を担うとともに、全市的施策に結びつける必要のあるサービス支援については市レベルの各施策推進委員会等に提言する役割を担っていましたが、上記のとおり区の実情に合わず形骸化したため、平成 24 年度から休止しており、平成 25 年度に立ち上げた「区政会議（福祉・健康部会）」が同役割を担っていると

考えられることから、あり方を見直す必要があります。

※代表者会議参画機関

地域振興会、区社協、民生委員協議会、女性団体協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、福祉施設、関係行政機関等

B 実務者会議

代表者会議の下部組織として平成 17 年に設置され、事例の検討とともに、情報交換や研修等を行ってきましたが、代表者会議と同じく形骸化し、平成 24 年度から休止中です。

また、さらにその下部組織として以下の専門部会を設置し各専門分野ごとに支援のあり方等を検討してきました。

(A) 子育て支援専門部会

(B) 高齢者支援専門部会

しかし、現在は分野ごとに「住之江区地域包括支援センター運営協議会」（第 2-2-1-1-イ参照）、「認知症高齢者支援ネットワーク連絡会議」（第 2-2-1-1-ウ参照）、「障がい者・高齢者虐待防止連絡会議」（第 2-2-2-1-イ参照）、「住之江区地域自立支援協議会」（第 2-2-2-1-ア参照）、「要保護児童対策地域協議会」（第 2-2-3-1-ウ-イ参照）といった専門分野別会議が立ち上がり、それぞれが事例検討による課題等の共有や、研修等を実施しており、専門部会の役割を担っていると考えられることから、専門部会は平成 24 年度より休止中です。

よって、実務者会議及び専門部会については今後のあり方を見直す必要があります。

※実務者会議参画機関

民生委員協議会、医師、歯科医師、薬剤師、福祉関係機関、ボランティア団体関係者、区社協、地域包括支援センター、関係行政機関等

(イ) 住之江区地域福祉アクションプラン策定・推進委員会の見直し

平成 18 年 3 月に区役所と区社協の合同事務局体制で策定した「住之江区アクションプラン（地域福祉行動計画）」の策定・推進を担ってきた「住之江区地域福祉アクションプラン策定・推進委員会」については、本プランの策定に伴い同アクションプランを廃止し役割を終えることとなるため、同委員会を廃止し、新たに本プランの推進体制を検討する必要があります。

また、これまで同委員会が「地域福祉推進大会」（平成 24、25 年度は「ちいき愛♥発信シンポジウム」）を開催してきましたが、今後は、新たな本プランの推進体制のもとでの開催を検討する必要があります。

ウ 住之江区のこれからの地域福祉を支えるしくみについて

地域レベル、区レベルそれぞれの現状をふまえたうえで、今後、さまざまな課題を共有し、解決への取組みを進めていくためには、区域においてさまざまな主体がつながり、連携していく必要があります。

地域活動協議会をプラットフォームとして集まった地域活動の担い手や、区内の福祉施設などの専門機関、区社会福祉協議会、区役所などそれぞれの主体がつながり、連携や活動支援を行っていくための地域福祉のしくみは、特に地域レベルにおいては行政が一律に定められるものではありませんが、区レベルでの実情に即したしくみのめやすを示す必要があります。

2 区全体の課題に対する取組み

(1) 高齢者への支援

ア 地域における要援護者の見守りネットワーク強化の取組み

(第2-1-(1)-アに対応)

平成27年度より、全市的な取組みとして、区社協に福祉専門職のワーカーや行政が持つ要援護者の名簿を地域へ提供するにあたっての同意確認のための調査員を配置した「見守り相談室」を設置し、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施します。

A 調査員による要援護者名簿に係る同意確認・名簿整備

行政が保有する要援護者情報を活用して、地域に埋もれている要援護者を地域の見守り活動等へつなぐことにより、地域における人と人とのつながりによる平時の見守りと災害時の避難支援への備えを強化します。

B 見守り支援ネットワークによる孤立世帯等への専門的対応

コミュニティソーシャルワーク*の手法を活かして孤立死リスクの高い孤立世帯へのアウトリーチ*を強化します。

C 認知症高齢者見守りネットワークによる徘徊者保護の強化

ICT*を活用して認知症高齢者の徘徊時の発見機能を強化します。

この取組みは、町会に加入していない住民やマンションの増加によって地域で難しくなっている要援護者の把握に資するものであり、把握した情報をもとに、各地域における見守り活動が活性化され、地域ネットワーク委員会の再構築など地域の実情に即した見守り体制の見直しにつながるものと考えています。

なお、本取組みは、高齢者のみを対象にするものではなく障がいのある方や難病の方などの要援護者も含まれます。全市的な取組みでは、平成27年度は高齢者の名簿整備にかかる同意確認を行い、平成28年度以降、障がいのある方等へ広げる予定ですが、住之江区においては、平成27年度より障がいのある方、難病の方へも同意確認を実施してまいります。

また、Bの孤立世帯等へのアプローチに関しては、地域におけるつながりをつくっていくことが重要であるため、以下の取組みとともに、ワーカーによる粘り強い家庭訪問などにより、本人との信頼関係を構築し、地域の見守りにつなぐよう取り組みます。

*「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」に基づくいわゆる「ごみ屋敷」問題対策(第2-2-(1)-カに記載)

条例に基づく取組みとともに、セルフネグレクトの要援護者など物品等の堆積を行っている本人へのコミュニティソーシャルワークの手法によるアプローチによりつながりづくりを行います。

*ライフライン事業者等*との連携協力による地域見守り

ライフライン事業者等の協力事業者(日本新聞販売協会、水道局、関西電力、大阪ガス、日本郵便と大阪市とで協力に関する協定締結済み)から要援護者に関する異変が通報されたら安否、現状の確認を行い、孤立死を未然に防ぐとともに必要な支援につなぎます(平成25年度より取組み開始)。

*あんしんカプセル

あんしんカプセルは、区社協が地域ネットワーク委員会と協力して推進してきた事業で、普段から「かかりつけ病院」「持病」などの情報を記したカードをカプセルに入れて冷蔵庫に保管しておくことで、万一、自宅で具合が悪くなったときなど、本人が病状などを説明で

きない場合でも情報を活用できるようにする取組みです。

現在、地域によっては、外出時の緊急対応を速やかに可能とするカードを作成している地域もあり、今後は、それら地域の工夫された取組みを共有できるよう取り組みます。また区役所も区社協とともにカプセルの普及啓発に努めます。

イ 地域包括ケアシステムの構築や在宅医療・介護連携に関する取組み

(第2-1-(1)-イに対応)

(7) 住之江区地域包括支援センター運営協議会の取組み

地域包括ケアシステムの実現に向けては、地域包括支援センターの役割が重要です。地域の高齢者に関する総合相談窓口として、介護予防や権利擁護にも取り組み、「地域包括ケア」を推進する機関となる地域包括支援センターは、住之江区において平成18年度から順次立ち上がり、現在は4箇所に設置されており、圏域ごとに地域の課題解決に向けて地域の方々とともに活動しています。

また、高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する相談に応じるため、地域包括支援センターと連携した身近な総合相談窓口（ブランチ）が区内3箇所に設置され、地域包括支援センターとブランチにより概ね中学校区に1箇所の相談窓口を確保しています。

住之江区では、地域包括支援センター及びブランチの適正な運営を図るため平成18年度に住之江区地域包括支援センター運営協議会を設置しており、区役所、地域関係者、区老人クラブ連合会、医療機関、福祉関係事業所等から構成されています。

今後も運営協議会において、地域の関係機関や支援者の協力体制づくり、地域資源の開発その他の情報交換など、ヨコつながりを意識しながら地域包括ケアに関する協議を継続していくとともに、後述の住之江区在宅医療・介護連携推進協議会と連携しながら、課題解決へ向け関係機関の連絡調整・役割分担等を行いつつ、必要な地域づくり・資源開発や政策形成に繋げていきます。区役所としては、運営協議会等をつうじて地域包括支援センターとともに、地域ケアシステムの構築をめざしていきませんが、地域包括支援センターはその重要性が言われる一方で、一般的に認知度が低い傾向にあることから、区民への周知など認知度の向上に努めていきます。

(4) 住之江区在宅医療・介護連携推進協議会の取組み

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成26年11月、区医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院関係者、介護事業者、地域包括支援センター、区社協及び区役所からなる「住之江区在宅医療・介護連携推進協議会」を設置しました。

協議会を通じ、地域包括ケアシステムの構築に向けて以下の取組みを実施していきます。

- A 地域の医療・介護サービス資源の把握
- B 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- C 在宅医療・介護連携に関する相談の受付等
- D 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
- E 在宅医療・介護関係者の研修
- F 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

G 地域住民への普及啓発

H 二次医療圏内・関係市町村の連携

B・H以外の6項目に関してはワーキンググループを設置して推進していくこととし、平成26年度にはA・E・Gのワーキンググループを立ち上げ取組みを開始しました。今後、C・D・Fのワーキンググループの立ち上げや協議会での議論を通じ、区内に在宅医療と介護の多職種による連携ネットワークが構築され、高齢者の在宅生活を支えることができるよう取り組めます。

(ウ) 地域において高齢者を支える担い手を拡大、育成するための支援

平成27年度からの介護保険制度改正に対応し、様々な主体がヨコに連携して、人と人とのつながりよる地域包括ケアシステムを構築するために、多くの主体から高齢者に対して生活支援サービスが提供される状態をめざして以下の通り取り組みます。

A 電球を替える、家具を動かすなど、ちょっとした困りごとの解決にあたり、地域での対応が可能となるように、地域活動の担い手を拡大、育成することを目的として、平成27年度より区役所において啓発に取り組みます。

B 多様な主体がそれぞれの強みを活かして、地域において必要な生活支援サービスを提供できるよう、中間支援組織*であるまちづくりセンター等をつうじて平成25年度より実施している「企業・NPO・学校交流会」を活用したコーディネートを継続し、NPOや企業、地域が協働で地域活動を厚みのあるものに発展できるよう支援します。

ウ 認知症高齢者の支援の充実へ向けた取組み

(第2-1-(1)-ウに対応)

(ア) 認知症高齢者支援ネットワーク連絡会議の取組み

認知症にかかる地域医療体制構築の中核的な役割を担う認知症サポート医とかかりつけ医、地域包括支援センターを中心とした認知症高齢者支援ネットワークを構築するため、住之江区においては平成23年度より区役所に事務局を置き、認知症高齢者支援ネットワーク連絡会議を開催しています。

定例の連絡会議により認知症サポート医との連携体制を継続的に深めるとともに、区民、関係機関等への周知を行うための啓発事業等も実施します。また、平成27年度以降は、地域包括支援センター圏域ごとの医療・介護・福祉のネットワーク構築に向けた取組みを計画します。

*啓発事業：一般向け講演会、専門職向け研修会（毎年1回ずつ実施）

(イ) 地域におけるネットワークづくり

認知症高齢者の地域での生活を支えるためには、福祉関係者や地域住民のみならず、高齢者が日常的に利用する地域の商店や銀行、郵便局、コンビニなどにもネットワークの輪を広げていくことが有効です。今後、区役所としては、地域包括支援センターと協働してネットワーク活動の拡大に取り組んでいきます。

エ 移動に制約がある方への福祉的交通手段確保及び買い物弱者への対応

(第2-1-(1)-エに対応)

(ア) 福祉バスの運行

平成 25 年 7 月より、高齢者及び障がいのある方を対象に福祉バスの運行を開始し、平成 26 年 4 月からは、妊婦と乳幼児を連れた方も対象に加え運行しています。

気軽に外出できる手段を提供することで、地域コミュニティへの参加機会を創出するとともに、通院などの用に供して、また買い物弱者（難民）対策としての役割もあります。

平成 27 年度も運行継続を検討していますが、今後の事業のあり方については利用状況等をみながら検討していきます。

(イ) 地域と移動販売業者等とのマッチングによる買い物弱者への対応

高齢者等が移動の制約のため買い物に不便を感じている地域において、地域活動協議会等と移動販売業者等をマッチングすることにより、身近な場所で普段の買い物が可能となるよう、中間支援組織であるまちづくりセンター等をつうじて「企業・NPO・学校交流会」などの機会を活用しコーディネートを行います。

また、これらの取組みや成果について、地域福祉推進大会などにおいて発表の機会を設けることで、他の地域と共有できるよう取組みを進めていきます。

オ 高齢者虐待を防止するための取組み

(第 2-1-(1)-オに対応)

(ア) 障がい者高齢者虐待防止連絡会議の取組み

(取組み内容は第 2-2-(2)-イ-(ア)に記載)

(イ) 虐待防止あったかネットプロジェクトの推進

(取組み内容は第 2-2-(5)-イに記載)

カ いわゆる「ごみ屋敷条例」に基づく取組み

(第 2-1-(1)-カに対応)

社会問題化しているいわゆる「ごみ屋敷」問題に対応するため大阪市では平成 26 年 3 月に「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化条例」いわゆる「ごみ屋敷条例」が施行されました。

物品等の堆積により近隣に大きな影響を及ぼす状態の場合、当該物品等の撤去命令や一定の条件での撤去にかかる経済的支援を可能とするこの条例は、地域住民や関係機関との連携を重視して、区役所、区社協、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、地域関係者等の関係者による対策会議の開催を定めています。

当区においても本条例に基づいた取組みとともに、第 2-2-(1)-アに述べたコミュニティソーシャルワークの手法によるアプローチを活用しながら実施します。

(2) 障がいのある方への支援

ア 障がいのある方の地域生活支援の充実へ向けた取組み

(住之江区地域自立支援協議会及び住之江区障がい者相談支援センターの取組み)

(第 2-1-(2)-アに対応)

住之江区内の障がい者支援機能の向上を図るため、相談支援事業をはじめとする障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な協議の場として、平成 20 年度に「住之江区地域自立支援

協議会」を設置しました。障がい者支援関係団体及び機関の実務者等で構成され、事務局を区役所と住之江区障がい者相談支援センターに置いています。

年1回の総会や隔月の運営委員会で情報共有や地域における支援のあり方等を協議するとともに、課題別の専門部会を設置し研修や勉強会等も実施しています。

A 社会資源の開発・改善

相談支援センターでの相談事例や自立支援協議会への参画機関からの情報を集約するとともに、協議会において意見交換も含め協議を行い、地域に不足している知的、精神障がいをはじめとする障がいのある方の医療、福祉にかかる社会資源に関する検討を行います。

また、人と人とのつながりを大切にしながら、各団体や企業と顔の見える関係を築くとともに、講演会等を開催することで社会資源の開発や改善の必要性を伝えていきます。

相談支援事業者の不足については、より多くの事業者が参入してもらえるよう、区内の介護保険事業者を中心とした関係事業者へ働きかけます。

B 居住環境の整備

地域生活への移行に関する成功事例などを参考に、協議会の場などを通じた情報交換を活発にし、各事業所へも環境整備に必要な情報提供を行います。

C 交通やまちづくりにおけるバリアフリー化

バリアフリーに関する様々な課題を取り上げ自立支援協議会主催で勉強会を開催し、理解を深めるとともに、必要に応じて関係先へ働きかけます。

D 受診機会の保障

講演会などを開催し、区民や医療関係者へ障がいの正しい理解を広め、啓発していきます。

E 相談支援体制の充実

地域包括支援センターや区役所の子育て支援室等との連携により、困難な課題を抱えている家庭への支援を適切に行います。

また、より身近な相談機会を提供するために地域包括支援センターなどと協力しながら月1回場所を変えて実施している「障がい者・高齢者・子どもの暮らし何でも相談会」について、より多くの人に利用してもらえるよう各地域への広報や医療関係、教育関係への周知に努めるとともに、具体の相談内容を個別に関係機関につなげることができるよう各支援機関、各支援者のつながりや地域における本人と近隣とのつながりなどを大切にしながら、連携の強化に取り組みます。

イ 障がい者虐待を防止するための取組み

(第2-1-(2)-イに対応)

(7) 障がい者高齢者虐待防止連絡会議の取組み

住之江区においては、平成18年度より高齢者虐待防止法に基づき「高齢者虐待防止連絡会議」において高齢者虐待防止に取り組んでいましたが、平成25年度からは、平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に基づく「障がい者虐待防止連絡会議」と併せ「障がい者高齢者虐待防止連絡会議」とし、区役所、区社協、地域自立支援協議会、地域包括支援センター、総合相談窓口(ブランチ)、民生委員、地域ネットワーク推進員、老人福祉センター、医療機関、民間支援機関等の関係機関により、障がいのある方と高齢者に対する虐待防止に包括的に取り組むこととしました。

これは、行政、関係機関、関係団体及び障がい者・高齢者の福祉に関する職務に従事する者が、障がい者・高齢者虐待を取り巻く状況や考え方を共有し、有機的に連携協力していくために実施しているものです。

この連絡会議は、各機関、各団体、各連絡会の代表者で構成されています。今後に向けては、当連絡会議で実施した内容が参加委員に留まることなく、各機関、各団体、各連絡会の構成員にまで広がり、多くの機関、団体、連絡会の人たちと認識を共有でき、虐待事案に対しスムーズな対応が取れるよう、委員の協力のもと虐待対応に関する課題抽出や予防に関することなど会議内容の充実を図っていきます。

(イ) 虐待防止あったかネットプロジェクトの推進

(取組み内容は第2-2-(5)-イに記載)

(3) 子ども・子育てに関する支援

ア 子ども・子育てに関する適切な情報提供と相談体制の充実

(第2-1-(3)-アに対応)

ひとり親世帯を含む子育て世帯が抱く子育て等に関する不安を軽減し、また、多様化する子育てに関するニーズや子ども・子育て支援新制度に答えられるよう、平成27年度から区役所内に相談員を配置し相談体制の充実を行うとともに、子育て情報の提供などについて以下の通り取り組みます。

- A 乳幼児健診や地域の子育てサロンと連携した子育て支援
- B 子育て支援情報紙「わいわい」や子育てマップなどの地域の子育て情報の提供
- C 保育所、幼稚園、学校等との連携による家庭児童相談
- D 利用者支援専門員の配置による教育・保育施設の利用等相談体制の充実

平成25年度より子育て支援室の家庭児童相談員を増員し、学校園、保育所等へのアウトリーチによる相談支援を強化しています。それに加え、ホームページや広報紙を活用した子育て支援室の周知を強化していきます。

また、食育や保健の観点から、朝食抜きの生活習慣やスマホ利用など現代の子育てをめぐる新しい課題についても、広報紙やホームページでの啓発を実施していきます。

イ 児童虐待を防止するための取組み

(第2-1-(3)-イに対応)

(イ) 虐待防止あったかネットプロジェクトの推進

(取組み内容は第2-2-(5)-イに記載)

(イ) 要保護児童対策地域協議会の取組み

虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、行政、学校、幼稚園、保育所、児童委員などの関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるため、平成17年度に設置し区役所が事務局を務める要保護児童対策地域協議会において、以下の通り取り組みます。

- A 実務者会議
- B 個別ケース会議

管理ケースが増加傾向にあるなか、実務者会議において定期的にケース管理を行い、必要に応じて個別のケース会議を行うことで、重篤化しないよう適切なケース管理に努めます。

(4) 低所得者への支援

(第2-1-(4)に対応)

生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第二のセーフティネット」として包括的な支援体制を整えるため、平成27年度より全市的な取組みとして、区役所において生活困窮者自立支援事業を実施し、以下のとおり取り組みます。

A 自立相談支援事業

(A) 相談支援

生活に困窮している世帯の複合的な課題に対応するため相談窓口を設置し、アウトリーチの手法も活用しながら早期に個別的な支援プランを策定します。

福祉関係機関など外部の関係者の参画を得ながら、「支援調整会議」を開催し、適切なプランであるかの判断を行うとともに、支援方針・支援内容・役割分担等を共有し、プラン終結時の評価を行います。また、支援にあたり不足する社会資源などについて地域の課題として認識のうえ、検討します。

(B) 就労支援

生活困窮者の就労自立を図るための就労支援を生活保護施策としてこれまで実施してきた総合就職サポート事業と一体的に実施します。

B 住居確保給付金

離職により住居を喪失した方もしくは喪失するおそれのある方に対して、住居確保給付金を支給し、求職活動を支援します。

C 学習支援事業

中学生のいる家庭に対しカウンセリングを行い、高校進学、卒業に繋げていくため、生活保護施策としてこれまで実施してきた高校就学支援プログラム（平成27年度より子ども自立アシスト事業として実施）を活用します。

(5) 高齢者、障がいのある方、子ども・子育てなどの分野を超えた取組み

ア 福祉の担い手を確保するための取組み

(第2-1-(5)-アに対応)

区役所では、平成26年度より区内各保育所から求人情報を集約し、区のホームページで情報発信しています。

今後は、これらの求人情報について、ひとり親家庭の就業相談や、生活保護世帯等の自立に向けた就労支援の取組みへも活用するとともに、区内の各地域にあるその他福祉関係の事業所で働く専門職などの担い手の確保についても検討していきます。

イ 虐待防止あったかネットプロジェクトの推進

(第2-1-(5)-イに対応)

住之江区では、虐待ゼロのまちをめざして、高齢者、障がいのある方、児童にかかる虐待に関する正しい知識を持ち、適切に関係機関への相談・通報を行うことができる区民が増え、地域における虐待防止のネットワークが広がるよう平成25年度から虐待防止あったかネットプロジェクトを実施しています。

虐待ゼロ、特に虐待死などの重篤な事案を無くすためには、できる限り早期に発見し適切な支援につないでいくことが重要です。本事業においては、これまでに各地域や事業所の協力により区内に多くの虐待防止サポーターが養成されています。虐待防止コーディネーター、リーダー、サポーターに加え地域の事業所や民生委員・児童委員など、人と人とのつながりを大切にしながら、より多くの目で見守るネットワークを構築し、虐待につながるような小さな芽を見逃さずに行政や専門機関による支援へつないでいけるよう、平成 27 年度、区役所において以下の取組みを推進します。

A 虐待防止コーディネーターの配置

虐待防止コーディネーターは地域の事情に精通している方から選任し、各地域におけるサポーター研修のコーディネーターや、サポーターからの虐待事案等に関する相談を受けて行政などへつなぐ役割を担います。

B 虐待防止リーダーによる相談とサポーター研修

虐待防止リーダーは地域の福祉関係事業所の専門職から平成 25、26 年度に募集しており、虐待に関して専門職としての視点で、相談対応や、サポーター研修の講師としての役割を担います。

C 虐待防止サポーター募集及び研修

虐待防止サポーターは地域住民や、コンビニ、宅配業者など住民と身近に接する地域の事業所、企業、NPO などのなかから募集します。虐待に関する正しい知識を身につけ、行政などの関係機関へ適切に相談、通報を行えるよう研修を実施します。

(6) これからの地域福祉を支えるしくみについて

ア 地域レベル

(第 2-1-(6)-アに対応)

(7) 地域活動協議会への支援

地域レベルの地域福祉のしくみの基礎となるのは、地域活動の担い手が集まったプラットフォームである「地域活動協議会」です。地域活動協議会は、連合振興町会や振興町会、地区社会福祉協議会、保護司、民生・児童委員、青少年指導員、青少年福祉委員、子ども会、PTA など各地域団体や、NPO、企業など多様な主体がヨコつながりになって、地域の未来について話し合い、課題を共有して、地域活動や課題解決に主体的に取り組む地域運営の仕組みであり、区役所では、地域活動協議会の活動や運営に対して補助金による財政的支援を行うとともに、中間支援組織であるまちづくりセンターを通して、その自律運営を支援しています。

平成 25 年度から平成 26 年度にかけて、まちづくりセンター及び区役所のコーディネートで、7 地域の地域活動協議会において地域の様々な活動団体などが参加する「地域の未来像を語り合う懇談会」が開催され、課題を共有することで具体的な取組みが実現している例もあり、今後もより多くの地域へ広げていけるよう取り組みます。また、NPO、企業などと地域がつながりを持ち、地域の課題を共有しながらお互いの強みを活かして連携していくことで、課題解決につながるよう、まちづくりセンター、区役所等が「企業・NPO・学校交流会」を開催しており、今後も引き続きコーディネートなどの支援を行っていきます。

(イ) 地域の実情に応じたしくみについて

地域福祉の第一の主体は地域活動協議会など福祉と地域コミュニティの担い手であるため、それぞれの地域のなかで地域福祉を支える形のあり方を議論していただき、地域の実情

に応じたしくみとしていくことが重要です。

区役所としては、中間支援組織であるまちづくりセンターをつうじてこれを支援していきます。

イ 区レベル

(第2-1-(6)-イに対応)

(ア) 地域支援調整チームの見直し

現在休止中の「地域支援調整チーム代表者会議」、「同実務者会議」、「子育て支援専門部会」及び「高齢者支援専門部会」(第2-1-(6)-ア参照)については、区政会議及び各専門分野別会議が既にその役割を担っているため、平成26年度末をもって廃止します。

(イ) 住之江区地域福祉アクションプラン策定・推進委員会の見直し

本プランの策定に伴い平成26年度末をもって「住之江区アクションプラン(地域福祉行動計画)」及び「住之江区地域福祉アクションプラン策定・推進委員会」を廃止します。

今後は、平成27年度に「ふだんのくらししあわせプラン策定・推進委員会」を立ち上げ、プランの進捗管理や改定、推進を図っていき、必要に応じて区政会議へ意見を求めます。また、平成27年度以降、同委員会のもとで地域福祉推進大会を開催していきます。

ウ 住之江区のこれからの地域福祉を支える標準的なしくみについて

(第2-1-(6)-ウに対応)

(巻末資料「これからの地域福祉を支えるしくみのイメージ図」参照)

住之江区のこれからの地域福祉を支える標準的なしくみのイメージは次のとおりです。

区役所、区社協及び中間支援組織が地域活動協議会と連携し、活動を支援し、各地域が、地域活動協議会をプラットフォームにして、それぞれの実情をふまえた体制で、地域包括支援センターや総合相談窓口(ランチ)、住之江区障がい者相談支援センターなどの「相談支援機関」と連携して見守りなどの活動によって住民をささえるとともに、「区政会議」や「専門分野別会議」に参画し区政や専門分野の支援のあり方に地域の意見を反映していきます。

地域福祉の中心的な推進役として、大きな役割を担うのが区社協です。区社協は、区の福祉課題の解決に向けて、区役所と協働、連携しながら、広く地域を支えます。

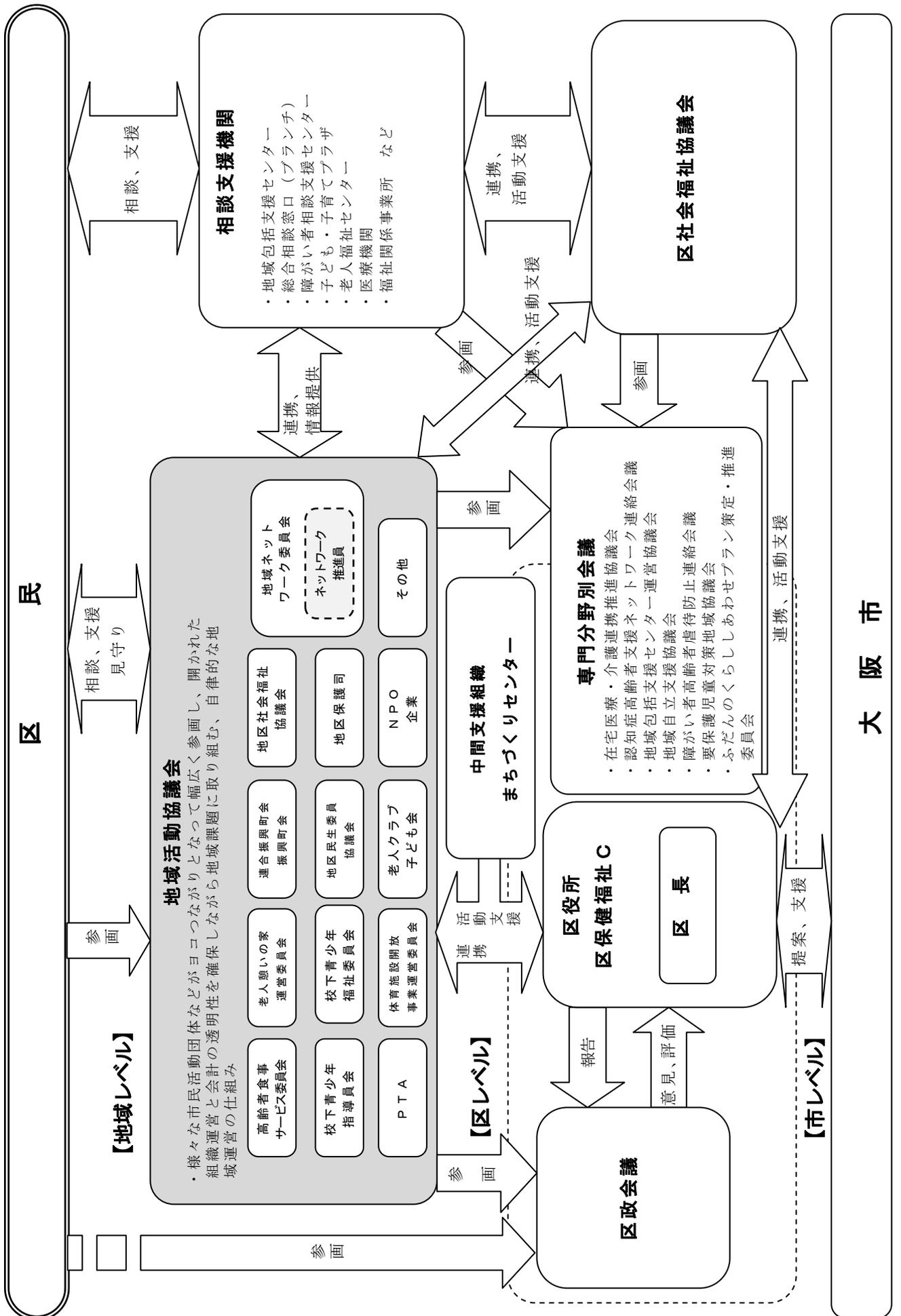
区役所が事務局として関係機関と協力しながら専門分野別会議を開催し、また区政会議を開催して地域からの区政への意見を求めます。

専門分野別会議においては、各相談支援機関や区社協、区役所、地域関係者などが参画し、情報交換や専門的な支援のあり方の検討を行います。

区政会議においては、地域の代表や公募委員が参画し、地域の声を反映するとともに、専門分野別会議からの意見、要望なども反映される仕組みとします。そして、区政会議の議論をつうじて地域福祉にかかる課題について意見、評価をいただき、区政に反映していきます。

地域レベルや区レベルの意見や課題は、必要に応じて市に提案し、また市から助言、支援を受けるなど、区政に反映していくシステムを構築し、施策、事業として地域にフィードバックしていきます。

これからの地域福祉を支えるしくみのイメージ図



語句説明集（五十音順）

ICT（アイ・シー・ティー）

Information and Communication Technology の略語で、コンピュータやメール・インターネットなどの情報通信技術のことをさします。

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non Profit Organization の略語で、法人格の有無や活動の種類とは関係なく、自発的に非営利の市民活動を行う民間の組織のことをいいます。日本語では「民間非営利組織」と訳されています。

アウトリーチ

生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して、本人からの要請がない場合でも、支援者の方から本人の元に積極的に出向いて支援することを意味します。

大阪市地域福祉推進指針

大阪市では、平成 16 年 3 月に第 1 期「大阪市地域福祉計画」（計画期間：平成 16 から 20 年度）を、平成 21 年 3 月には第 1 期計画の成果と課題を踏まえて第 2 期計画（計画期間：平成 21 から 23 年度）を策定し、地域福祉の推進に取り組んできましたが、現在、大阪市では「新しい住民自治の実現」に向けて改革を進めているところであり、「市政改革プラン」にもとづいた「ニア・イズ・ベター」の考え方のなかで、市民に一番身近な区において独自の取り組みを進めることが重要であるため、各区が、その実情に応じて地域福祉の施策を実施できるよう、大阪市として 1 つの計画を策定するのではなく、それぞれの区の取り組みを推進する指針として策定されたものです。

権利擁護

福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること、及び表明された意思の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表示の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）をいいます。

子ども・子育て支援新制度

平成 27 年 4 月 1 日より実施される「子ども・子育て関連 3 法」（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づく制度のことで、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援の充実を図ることを目的としています。

コミュニティソーシャルワーク

地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすものです。

孤立死

地域社会とのつながりが希薄、もしくは孤立している状態で死亡し、死亡した事実がなかなか気づかれない状態をいいます。

災害時要援護者

要配慮者（高齢者、障がいのある方、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者）のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方のことです。（避難行動要支援者）

市民後見人

成年後見制度において、親族以外で後見業務を行う第三者後見人として、地域福祉の視点から、身近な「市民」という立場で後見活動を行う市民のことです。大阪市成年後見支援センター事業として、養成及び活動支援を行っています。

社会福祉協議会

地域の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織として、昭和26年に制定された社会福祉事業法（現在の社会福祉法）に基づき、設置されたもので、地域福祉の中心的な推進役としての役割を担っています。

障がい者相談支援センター

障がいがある方やその家族等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、介護相談、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行います。また、障がいがある方の賃貸契約による一般住宅への単身入居を支援するため、入居に必要な調整や家主等への相談・助言を行ったり、夜間を含めて緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整を行なうと共に、障がい者虐待に関する通報届出の窓口や、地域に密着したシステム構築のための中心的な役割を担い、指定相談支援事業所等の後方支援等を行います。

地域活動協議会

おおむね小学校区の範囲を基本とする地域を基本単位に、さまざまな市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題にとりくむ、自律的な地域運営のしくみです。

地域支援システム

市、区、地域を単位とする3層のネットワークにより、援護を必要としている住民を支援する大阪市独自のしくみです。地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や地域組織など地域の関係者のネットワークにより、高齢者をはじめ援護を必要としているすべての住民を対象に、地域での見守り、課題発見や相談支援、関係機関への連絡調整、事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方の検討、よりよい地域づくりのための取組みの実施及び開発、関係先への提言を行っていました。

平成3年度から、高齢者のための「地域支援システム」として運営が開始され、平成17年度からは、障がい者支援、子育て支援も視野に入れながら、すべての住民を対象とする方向で区レベルの地域支援システムを再構築し、高齢者サービス調整チームが地域支援調整チームへ改編されました。地域レベルにおいても、平成18年度からは、地域ネットワーク委員会の活動対象をすべての住民に拡充し、活動の活性化が図られましたが、現在は、大阪市地域福祉推進指針の方針のもとに、各区・地域の実情に即したしくみへの見直しが求められています。

地域支援調整チーム

区内の保健福祉に関する関係機関により構成された区レベルのネットワークで、区の保健福祉の実態把握や課題集約、市への提言・要望、各種の連絡調整等を行うものとして大阪市の地域支援システムの第2層に位置づけられたものです。調整チームは、関係機関の代表者により構成される「代表者会議」と、実務者で構成される「実務者会議」、各福祉法等に基づき福祉分野別に設置されている「専門部会」、個別事例を通して課題検討を行う「地域ケア会議」から構成されます。

地域ネットワーク委員会

おおむね小学校区単位において、連合振興町会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員など各種団体の代表者等を構成員に、援護を必要としている住民のニーズの発見や相談支援、関係機関への連絡調整、地域での支え合いについての検討を行う地域福祉の核となる組織として大阪市の地域支援システムの第1層に位置づけられたものです。

地域ネットワーク推進員

大阪市の地域支援システムにおいて、各地域ネットワーク委員会に「保健・医療・福祉ネットワーク推進員」として設置され、地域ネットワーク委員会の事務局として、地域における相談窓口となり、関係機関との連絡調整等を行うものとして位置づけられました。

住之江区においては、現在も地域ネットワーク推進員として各地域において活動が継続されています。

地域福祉アクションプラン（住之江区アクションプラン）

より身近な地域での実情にあった地域福祉を推進するため、各区で公私協働により策定された行動計画です。平成18年度から、各区で策定されたプランに基づき、住民主体のさまざまな取組みが推進されています。

住之江区においては、平成18年3月に区役所、区社協の合同事務局により多くの区民の意見をいただいて「住之江区アクションプラン」を策定し、人々が行き交い交流する場所として、「まちの駅」づくりが理念として提案され、それにもとづいてさまざまな地域福祉の取組みが推進されてきました。

地域福祉計画

市町村が、地方自治法第2条第4項の基本構想に則し、地域福祉の推進に関する事項として、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項を、一体的に定めるために策定する行政計画であり、社会福祉法第107条に市町村地域福祉計画として規定されています。

なお、社会福祉法第108条においては、都道府県地域福祉支援計画について規定されており、都道府県が、市町村の地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、①市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項、②社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項、③福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項を、一体的に定めるために策定する行政計画とされています。

地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者に対して継続的かつ包括的に支援できる地域づくり（地域包括ケア）を推進する中核的な役割を果たす機関として設置されています。主な業務内容は、①高齢者とその家族のための身近な相談窓口、②地域の関係機関や支援者の協力体制づくり、③介護予防のためのケアプラン作成です。

住之江区においては住之江区地域包括支援センター、さきしま地域包括支援センター、安立・敷津浦地域包括支援センター、加賀屋・粉浜地域包括支援センターの4箇所が、地域包括支援センターと連携した総合相談

窓口として区内に3箇所設置されているブランチと合わせておおむね中学校区に1箇所の総合相談窓口となるよう設置され、協力しながら活動しています。

中間支援組織

社会の変化やニーズを把握し、さまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のことをいいます。主な役割は、資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の橋渡しや、団体間のネットワーク促進、価値の創出（政策提言・調査研究）などです。

ニア・イズ・ベター

住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方です。（補完性・近接性の原理）

認知症サポート医

適切な認知症診断・診療の知識・技術を身につけ、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師で、認知症にかかる地域医療体制構築の中核的な役割を担います。

ブランチ（総合相談窓口）

高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する総合相談に応じるため地域包括支援センターと連携した相談窓口として、地域包括支援センターと合わせておおむね中学校区に1箇所の総合相談窓口となるよう設置されています。住之江区においては加賀屋地域、新北島地域、南港北地域の3箇所があり、4つの地域包括支援センターとそれぞれ協力しながら活動しています。

民生委員・児童委員

地域において支援を必要とする生活困窮者、低所得者、高齢者、障がいのある方、こども、ひとり親家庭など、さまざまな理由により社会的な支援が必要と考えられる人々に対して、常に住民の立場に立って相談・支援を行うとともに、行政機関などの業務に協力する人で、民生委員は民生委員法に定められ、児童委員は児童委員法によって民生委員が兼ねることになっています。また、民生委員・児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が選任されています。民生委員制度の前身である「方面委員制度」は、全国に先駆けて大阪で大正7年に創設されました。

ライフライン事業者等

ライフラインとは、生活に不可欠な電気、ガス、水道などの供給路のことをいいますが、ここではこれらの事業者、郵便、新聞などの事業者を含みライフライン事業者等と表現しています。

大阪市住之江区役所

〒559-8601 大阪市住之江区御崎3-1-17

電話 (06) 6682-9947 ファックス (06) 6686-2040

ホームページ : <http://www.city.osaka.lg.jp/suminoe/>
